

## 四川省廣安縣備忘録：清末民國初期の郷紳

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/5162">http://hdl.handle.net/2297/5162</a>

# 四川省廣安縣備忘録

—— 清末民國初期の郷紳 ——

西川正夫

一

廣安県（清代、廣安州）は、成都の東約二四〇キロ、重慶の北約一〇〇キロ、渠江の西岸に県城があり、渠県・大竹県・鄰水県・岳池県・蓬安県（蓬州）など五県に隣接した成都盆地周辺部（川北淺丘区）の丘陵地帯に位置している。<sup>①</sup> 廣安県を東北から南西に貫流する渠江は、下流合川県で嘉陵江に合流し、重慶で揚子江に注いでいるため、上流は渠県・達県・宣漢県（東郷県）に、下流は合川県・重慶に水路でつながり、また比較的平坦な陸路によっても渠県・鄰水・岳池・蓬安などの県に通じており、水陸交通に恵まれていた。<sup>②</sup> 民国期、県の面積は約一七〇〇平方キロ、四川省一三五県の中で第六九位を占めるにすぎなかったが、人口は約七〇万人（一九四〇年現在、第一九位）、人口密度も四川全省の一五九・六人に対して廣安県のそれは三七一・九人、第一九位にあり、<sup>③</sup> 四川では比較的開発の進んだ地方であった。なお、清代における廣安州知州の官缺は、清末の貴州省の挙人で、四川総督岑春煊・錫良らの幕友をつとめ、その後、成都・巴県などの県の知県、光緒三十三年（一九〇六）から同三四年にかけて署廣安州知州を歴任した周

詢の『蜀海叢談』によれば「無字簡缺」に属しているが、民国での県等は、四川省の一等県二五県のひとつに属している。<sup>④</sup><sup>⑤</sup>

清代、廣安県の「正糧」（地丁銀）は九八〇九両にすぎなかったが、周詢は、廣安県について、『蜀海叢談』に、

「（廣安）州境田土沃衍、産米素富、民物殷繁、訟獄滋多、……中略……、契税盈餘銀約五萬兩」<sup>⑥</sup>

と記している。『蜀海叢談』に記された四川省各州県の「契税盈餘銀」額は、周詢が推定した見積額で正確な数字ではないが、塩場自流井を擁し、「富饒甲於全省」とされた富順県（衝繁難三字要缺）の「契税盈餘約十萬兩上下」を筆頭に、塩運の中心地として滇黔官運塩局の総局が置かれていた瀘州（衝繁難三字要缺）の「契税盈餘七・八萬兩」、「商業之盛、甲於全川」と稱された巴県（重慶、衝繁難三字要缺）・全省煙土集中の地として土税總局が設置された涪州（衝繁難三字要缺）や江津（衝繁難三字要缺）・遂寧（繁難兩字中缺）四州県の契税盈餘六・七萬兩」、揚子江の要衝にあり「商業之盛、亦僅亞於重慶」と稱された萬県（衝繁兩字中缺）と開県（一難字簡缺）二県の「契税盈餘銀五・六萬兩」につづいて、廣安県は永川県（一衝字簡缺）とともに「契税盈餘銀約五萬兩」とされ、四川省一三五州県の中で上位十指に入る巨額の「契税盈餘銀」を擁している。<sup>⑧</sup>清末に、上納された契税の盈余がこのように巨額の数字に達していたということは、当地で田土房屋の不動産売買が担当廣汎に行われていたことを示すものである。

廣安県の物産としては、先ず米があげられる。周克堃が光緒三十三年（1907）に撰した『廣安州新志』<sup>⑨</sup>（以下、『新志』と略記）巻一二 土産志にも、

「女兒穀、本黏穀之別種、……中略……、稻有數十種、以女兒穀爲佳、今巴蜀以米之美者名其種曰廣安黏」<sup>⑩</sup>

とあり、支那省別全誌刊行会編纂の『新修支那省別全誌 第一卷 四川省（上）』（一九四一年刊）にも、

「（廣安県の）物産としては農産物には米、雜穀、小麥、蠶糸があり。就中米は品質佳良で仕向地重慶では一等米として取扱はれている」<sup>⑪</sup>

と記され、鄭勵儉の『四川新地誌』（一九四六年刊）にも、

「（廣安） 稻米之産極富、……中略……、廣安城爲一大米市、主再輸重慶、品質最良列第一等、<sup>(12)</sup>」  
と記されているように、四川きつての優良米の特産地であつた。

周克塽等纂の『増修（光緒）廣安州志<sup>(13)</sup>』（一八八七年刻、以下『（光緒）州志』と略記）卷一一 方物志 風俗に、  
「冬及農隙、家率織布、燈火機聲閭巷不絶、故廣安布最著名、蓋古賚布之遺、」

と記されているように、廣安県はまた漢代以來の賚布の伝統をつぐ織布の名産地でもあつた。前掲『新志』卷一二 土産志 絲之屬に、

「綿、唐渠州取以充貢、寰宇記廣安軍土産綿、乾嘉中土綿不濟、歲仰給湖北轉運、城中花行特盛、鄉市亦販買於萬縣、利至鉅萬、今洋紗盛行、機器所成不耐久、紡織微矣、」

とあり、同卷 布之屬に、

「賚布、漢以輸賦、楊雄賦曰、黃潤比筒、左思賦筒中黃潤一端數金、言賚布也、寰宇記廣安土産布、今花橋人家以績布爲業、兩題織以朱絲曰紅邊、布疋四丈八尺不染色、歲販鬻鄰・大、商賈絡繹、實曰廣安特産、蓋古筒中之遺製、他邑所無。」

とあり、同じく『新志』卷一三 貨殖志に、

「布帛、通市本古賚布之遺也、而以花行爲大利、皆由萬縣轉運、州人特織布耳、鄉重白布、長四丈八尺曰大布、城重色布、長二丈四尺曰小布。大以染青藍其用廣、小以紅染綠其用狹、各布出産以花橋爲最、女紡男織、比戶同巷燈火機聲不絶、布兩題織一朱絲、名曰紅邊、家織布錢直千半、門庄布錢直千、閒期清晨集於市、遠近商販収買、土人亦爭其利、坐賈行商捆載擔運赴大竹・鄰水售賣、終年如織、有琢布・行布之分、行疏薄而賤、琢厚密而貴、低昂眡棉花之價、近日洋紗盛行、織爲布脆薄而價廉、人趨簡易終不耐久、惟本庄本紗爲貴、鄉鎮多種錠以染、貧富皆青・」

藍二色、城中染坊有洋灰・銀白・花班・竹青・蘇紅等目、皆暢銷外境、獨凍綠特著名、遠方宦商爭攜以餽親友、<sup>14</sup>と記されているように、すでに乾（隆）・嘉（慶）年間（1736—1820）に土産の棉花では需要に応じきれず、湖北より棉花を購入することが始まり、一九世紀中葉には廣安県の織布業はほとんど全面的に棉花を購入し、農家の女性が紡糸し、男性が織布（「女紡男織」）する商品生産者の農民によってになられるようになり、繁榮の頂点に達したようである。游時敏の『四川近代貿易史料』には、清末の川棉貿易について、

「清末、重慶及附近的巴縣・江北・璧山・遂寧・榮昌等縣的城鎮、在小農經濟個体手工業生產的基礎上、以自給自足的形式、經營着土紗土布的生產和運銷。至一九（八）五〇年（清咸豐年間）璧山・遂寧・廣安的土布產量增加、銷至貴州・雲南、于是出現了大土布商。他們直接到璧山設庄、此時重慶有了土布市場、地点在較場壩、商販住在千厮門水巷子貨幫棧房內。」<sup>15</sup>

と述べて、璧山や四川きつての棉産地で四川省の大棉花集市市場一五處の中でも最大の集市市場を有した遂寧とともに、廣安県の土布生産量が増加し、大土布商が出現したことを伝えている。しかし前掲『新修支那省別全誌』<sup>16</sup>や鄭勵儉の『四川新地誌』<sup>17</sup>には、廣安県の特産物として前述の米、後述の紙は特筆されているが、棉布は製革・燐寸・製糖等と並んで一品目として列記されているにすぎない。二〇世紀に入って洋糸・洋布の盛行にともない、往年の繁榮を失ったのであろうか。

所で、鄧小平は、廣安県協興郷の出身であるが、三女毛毛（鄧榕）の『我的父親 鄧小平』には、鄧小平の祖父について、

「據說我爺爺（鄧紹昌、1886—1936）的父親十分窮困、田無幾分、地無幾畝。好在他爲人儉樸、十分勤勞、又會紡綫織布、不辭勞苦地積攢家業。他時常帶着紡好的綫和織好的布到集市上去賣、去的時候連口糧都舍不得帶、只隨身揣一把干胡豆（蚕豆）、喝幾口涼水了事。慢慢地、有了一点錢、買了一点地、到我爺爺的時候、家里大

約已有十幾畝地了。我的這個爺爺的父親、也就是我的曾祖父、按成份劃分來說、大概不能算是手工業者、只能算是個農民兼營手工業者吧、<sup>(18)</sup>

と述べており、鄧家は、一九世紀中葉、鄧小平の祖父の代に、手工業兼業農民として紡織に従事、起家の路を歩みはじめたようである。父紹昌は、協興郷の哥老会の「三爺」として哥老会の日常業務を管理し、廣安県辛亥革命の武装蜂起にも参加、民国三年（一九一四）前後には廣安県の団練局長をつとめ、彼を登用した県長が失脚した後は、下野して協興郷郷長をつとめており、時期は記されていないが、哥老会の首領「掌旗大爺」になったということだから、県内でも相当の家産を擁する地主になっていたのであろう。なお、この廣安鄧氏は、原籍は江西省吉安府廬陵県で、明初に、始祖鄧鶴軒が兵部員外郎として入蜀、廣安に居を定め、鄧士昌・士廉らの進士を出している。明末清初の動乱の後、鄧小平の第九世祖にあたる鄧嗣祖が清代鄧氏の始祖とされており、①嗣祖の長子、即ち長房の②琳は廩貢・中江県訓導、②琳の長子③簡臨は舉人（1774）、三子③亮執も長兄③簡臨と同年の舉人、六子③時敏は舉人（1723）・進士（1736）で翰林院編修・大理寺卿となり、乾隆三四年（1769）に刻された『（乾隆）廣安州志』を主纂しており、②琳の孫④以任も舉人（1752）・汶川県訓導となっている名門である。清代鄧氏は、第四世代以降、「以仁存心、克紹先型、培成國用、燕爾昌榮」と第一九世代にいたる十六字の字輩が定められており、乾隆年間に当地の望族としての体裁が整えられている。<sup>(19)</sup>『新志』卷一一 氏族志にも、「望溪郷姚平鄧氏」の條がたてられており、上述した進士・舉人の事績が記されているが、その後裔については、「今不著」<sup>(20)</sup>とされ、州志の列伝にも著名な人物は見あたらない。鄧小平（⑩先聖）は、①嗣祖の次子、二房②琰の子孫（②琰の第四子、即ち二四房の子孫）であるが、二房からは、⑨紹昌・⑩小平にいたるまでは、著名の人物は出なかつたようである。

四川アヘンの生産は、一九世紀中葉、一八六〇年前後に始まり、一八八一年には、辺境の少数民族居住区域を除いて、全省的規模で展開するに至ったが、とりわけ四川東部の広大な丘陵地帯は、水はけが良く罌粟栽培に好適であつ

た。<sup>(21)</sup>『新志』卷一三 貨殖志にも、

「煙土、本外國物産、道光末開海禁、貴家吸食、咸豊（1851—1861）末州始種殖、今徧鄉皆是、遂爲州出產大宗、始於奸民趨利、繼則富民種以自食、……中略……、遠方來州購買成捆成箱利市三倍、以戴市出產爲夥、大坎・觀音閣次之、花橋・禹山溝亦係上品、愚民謀利目前竟忘遺害、漸至一家取吸蓼蟲食苦、日益貧窶、光緒十年后興台阜隸均耽此如衣食、各市林立皆一道煙館矣、<sup>(22)</sup>」

とあり、咸豊（1851—1861）末年以降、罌粟栽培が始まり、遂に廣安の産出品の大宗となったことが記されている。なお、『蜀海叢談』に記された「契稅盈餘銀」額の高額な州県は、いずれも四川アヘンの主要産地に属している。

渠江の東、華鎣山脈西麓の竹林を擁した廣安は、また、川西の夾江、川東の梁山・銅梁につぐ四川手工業製紙四大産地のひとつで、四川全省の製紙産額の約一割を占め、明月郷の戴市場・天池場がその主要集市市場であり、省内は重慶・遂寧・廣元・南充等に、省外は西安・漢中等に移出していた。游時敏の『四川近代貿易史料』によれば、梁山の紙業は古く宋代に、夾江の紙業は明代に、廣安・銅梁・綿竹等の地域の紙業は、清代に入ってから漸次発展した、ということである。<sup>(23)</sup>

## 一一

宣統三年七月十五日（一九一一年九月七日）、四川諮議局議長蒲殿俊（当時三六才、進士・1904、二甲第四一名）は、四川保路運動の指導者として同副議長羅綸（当時二六才、舉人・1902）や川漢鐵路公司特別股東會會長顏楷（当時三五才、進士・1904、二甲第三名）ら八名とともに、四川總督趙爾豊によって逮捕・拘禁された。同日、蒲

殿俊・羅綸らの釈放を請願する民衆に対して川督趙爾豊が血の弾圧を加えたことをきっかけに、保路同志軍が武装蜂起、辛亥革命の導火線となったのであった。上諭をうけて九月五日（一〇月二六日）蒲殿俊らは釈放され、十月七日（二月二七日）趙爾豊から政権を移譲された蒲殿俊は、大漢四川軍政府を組織してその正都督となったものの、同十月十八日（二月八日）の兵変で失脚した。この蒲殿俊は、廣安県の人で、保路運動の同志蕭湘（当時四〇才、進士・1903、三甲第六四名）の撰した「廣安蒲君伯英行狀」<sup>(24)</sup>には、

「蒲君名殿俊、字伯英、一字沚庵、蜀北廣安県人。家世詩禮、在邑爲大姓。」

とあって、代々、詩禮の訓を伝える廣安県の大姓であった、とされている。廣安蒲氏には、蒲殿俊自身も協修の一人として編纂に加わった宣統二年（1910）刊の『續修蒲氏宗譜』<sup>(25)</sup>（以下、『宗譜』と略記）がある。この『宗譜』を主要な手がかりとして、廣安蒲氏の履歴を検討してみたい。<sup>(26)</sup>

蒲氏の祖先は、元末に、湖廣黃州府麻城縣から難を避けて入蜀、一族は廣安県の春保山・西巖寺等に居をかまえたが、明末の戦乱で譜牒が失われてしまったとしており、始祖を蒲雄とし、①雄は明代宣德年間（1426—1435）の進士であった、と称している。<sup>(27)</sup>その後、子②寛（「明、貢士」）・孫③国用（「明、貢士」）・曾孫④文学（「明、恩副榜」といずれも一子の単伝とされ、生歿年月もみな「未載」・「失攷」とされている。漸く第五世にいたって④文学の二子⑤階・⑤院の中、長子⑤階（「明、庠生」、万曆一四年・1586—崇禎一五年・1642）とその配程氏について生歿年月日・葬地が記されている。次子⑤院は、「生歿葬地俱失考、無後、」とされ、あとがたえている。⑤階には、⑥敏仁（「明、儒士」、1606—1642）・⑥敏秀（明、儒士、1615—1665）・⑥敏善（「明、儒士」、1620—1669）・⑥敏齊（「未婚早歿」）の四子があった。第七世の族人は、⑥敏仁の一子⑦應元（「明、儒士」、崇禎六年・1633—康熙一〇年・1671）、⑥敏秀の長子⑦愷（「明、儒士」、1634—1669）・次子⑦祥（「配許氏、無出、復配姚氏、子遇時、公夫婦生歿葬地俱未載」）、⑥敏善の一子⑦性（「業儒」、166



6——1746)の四名(七世年譜に登載された族人男子の数。以下、同じ)で、「七世年譜」になつてはじめて、子女のうち、女も年譜に記載されるようになり、⑦愷の場合、「女三、長適庠生陳靖、次適廖成名、三適朱艷彩」とあり、長女が庠生陳靖に嫁している。⑦性は、年譜に、「公性穎悟博聞強識、史鑑諸書不離手、話前代事跡身歷如目睹」と記され、晩年に、伯父⑥敏秀の玄孫⑩永信(1714——1805)が家乗の作成を志した時、支派昭穆・生歿葬地の正確な伝承に寄与したとされているが、配傅氏は「無出」、継配蘭氏は、「女一適余蓬」で、男子がなくあとが絶えている。従つて、以後の蒲氏は、六世⑥敏仁(一子⑦応現)と⑥敏秀(長子⑦愷・次子⑦祥)の二房の後裔ということになる。第八世は、「八世年譜」に「至此分居六大支」とあるように、⑦応現の三子、即ち長子⑧遇昌(順治一七年・1660——雍正五年・1727)・次子⑧遇享(1663——1727)・季子⑧遇節(1671——1727)が余家壻に分居して「余家壻第一支」(以下、第一支と略記)、⑦愷の長子⑧遇春(1656——1690)が石馬溝に分居して「石馬溝第二支」(以下、第二支と略記)、次子⑧遇貴(「業儒」、1662——1729)が樓房壻に分居して「樓房壻第三支」(以下、第三支と略記)、第三子⑧遇通は「生歿俱未載」で「無後」、第四子⑧遇登(1667——1698)も配姜氏との間に一女のみで「無後」、第五子⑧遇霖(1677——1746)が石版溝に分居して「石版溝第四支」(以下、第四支と略記)、第六子⑧遇先(1680——?)が棕樹壻に分居して「棕樹壻第五支」(以下、第五支と略記)、⑦祥の一子⑧遇時(「公夫婦生歿未載」)が尙草溝に分居して「尙草溝第六支」(以下、第六支と略記)と「六大支」派に分かれ、第九世以降の年譜は、先ず「九世年譜」・「十世年譜」のように世代ごとに分けられ、同じ世代の間では、「六大支」派の順に、それぞれ「余家壻九世年譜」・「石馬溝九世年譜」の如くに分けて記載されている。

廣安蒲氏の家乗は、第三支の支祖⑧遇貴の長子⑨葵の次子⑩永信(字存誠、「庠生」、1714——1805)が前述のように一族の長老⑦性(1666——1746)の伝承を頼りに草稿を作成(存誠「原序」<sup>(29)</sup>、乾隆五五年・17

90)して永い間篋底に秘めていたが、嘉慶年間の白蓮教起義による一族乱離の危機に直面して舊稿を点検し、編次・絵列・圖記等を加筆補正したものの刊行に至らないまま、嘉慶一〇年(1805)に歿した。<sup>(30)</sup>⑩永信の次子⑪全(字用周、「業儒」、1748—1821、七四才<sup>(31)</sup>)は、一族の委託をうけ(「有錦繡」<sup>(31)</sup>昇、字錦繡、1737—1821、第二支)・光徳<sup>(11)</sup>懐、字光徳、1746—1819、第一支)両兄及弟姪來議修譜命掌其事<sup>(32)</sup>)、父⑩永信の遺志をついで嘉慶一三年(1808)に宗譜を三部作成したが、これも上梓するには至らなかった。<sup>(33)</sup>⑪全は、配監生顧鏜長女(1747—1814、六八才)との間に子が無く、從姪⑫坤輔が「迎歸終老」して、あとが絶え、嗣子はたてられていない。<sup>(34)</sup>その後、同治四年(1865)、宗譜の上梓を悲願としていた父⑫坤佐(1769—1826、第三支)の遺囑をうけた⑬象春(「恩貢生」、1796—1880)が修譜と宗祠の建立を首唱、一族の積極的な協力も得ることが出来て、⑬春銘(後に舉人・1867、進士・1874に及第、1835—1879、第三支)が主纂となり、⑭紹楷(「附貢生」、1833—1901、第三支、⑮殿俊の祖父)が襄纂に与かって、同年閏五月に宗譜が上梓され、宗祠も廣安州城の厚街に土地を購めて建立された。<sup>(35)</sup>「家世詩禮、在邑爲大姓」とされている廣安蒲氏に、上梓された宗譜と宗祠がそなわったのは、このように、一九世紀も後半の同治四年(1865)になつてのことであつた。なお、廣安蒲氏に「字班」(字輩)がさだめられたのは、嘉慶年間のことである。用周氏(⑯全)謹識「字班小引」には、それまで蒲氏には字班がさだめられていなかったために、孫で祖の諱を犯す者、姪で叔と名を同じくするものがあるなど、稱謂の間に屢々差し障りが生じていた。第一四世紹字班以前に名を同じくする者があるが、盡くこれを改めることはかえつて不便であるので、そのままとし、第一五世以降について字班三十二字(「金殿耀祖、華廷顯宗、新豐慶美、俊發昌隆、建興嘉壽、世代懋功、天錫有徳、業廣善崇」)をさだめる、と<sup>(36)</sup>している。

同治四年に『蒲氏宗譜』が上梓されてほどなく、いずれも第三支の族人である⑬春銘が舉人(1867)・進士(1874)に、⑮金萬が舉人(1900)に、⑯殿俊が舉人(1903)・進士(1904)につきつぎと及第するとい

う廣安蒲氏の盛時をむかえ、宣統二年（1910）に、『續修蒲氏宗譜』（『宗譜』）が再び上梓されることになったのである。<sup>(37)</sup>

この『宗譜』は、後述する⑭紹誠（「耆員」、第三支、当時七九才）が「督修宗譜」をつとめ、「主修宗譜」には前述した恩貢生⑬象春の孫⑮金鱗（「歳貢生」、第三支、当時六七才）、「協修宗譜」には⑭紹琨（「庠生」、第一支、当時五四才）・⑮金萬（「舉人」、第三支、当時四二才）・⑯殿俊（「進士」、第三支、当時三五才）の三名があたり、「經修宗譜」に⑭紹孟（第二支、当時四四才）・⑭紹夔（第四支、当時三七才）・⑮金鵬（「監生」、第三支、当時五二才）の三名、「採訪宗譜」に⑭紹文（第四支、当時四一才）・⑮金雨（「試名雲卿」、第一支、当時三一才）、「協修宗譜」⑭紹琨の長子）・⑮金龍（第二支、当時三九才）・⑯殿丞（第三支、当時五〇才）、「主修宗譜」⑮金鱗の亡兄⑮金琛の長子）の四名、「校對宗譜」に⑯殿芹（第三支、当時三七才）、「主修宗譜」⑮金鱗の長子）・⑯殿賔（第三支、当時二七才、同じく⑮金鱗の次子）の二名、「刊印宗譜」に⑰耀銓（第三支、当時二五才、前出「採訪宗譜」⑯殿丞の次子で、⑯殿丞の次弟⑯殿師の嗣子）があたっており、<sup>(38)</sup>續修宗譜当事者一五名の大半九名を第三支の族人が占め、第三支の族人が対外的にも対内的にも大きな比重を占めていたことをうかがわせる。以下、第一支派から順に、その履歴を検討する。

## 二二

### 余家壻第一支（第一支）

第一支は、⑦應現の三子、長子⑧遇昌・次子⑧遇享・季子⑧遇節ら三兄弟の子孫である。第九世は、長兄⑧遇昌に長子⑨華（「夫婦生歿葬地未載、無後」）次子⑨萃（康熙二五年・1686——乾隆五年・1740）ら四子、次兄⑧遇享に二子、季弟⑧遇節に二子、あわせて八名、いずれも既婚者で、この中、二名が年譜に「無後」と記され、あと

が絶えている。第一〇世は、⑨萃の長子⑩永恒（康熙二四年・1685——？）ら一九名で、一七名に配偶者についての記載がある。配・未配についての記載がない二名をふくめて五名が無後となっている。族人に身分を記された者はなく、姻戚では⑩永長（1738——1808）が「增生駱国彦次女」を娶っている。なお、この⑩永長・配駱氏は、二女のみで子に生まれず「無後」となっている。第一一世は⑪銘（「永恒子、生歿葬地未載、無後」）・⑫鑑（「永譽長子、生乾隆戊辰二月十七亥時、配楊恒女、生乾隆乙丑二月十一午時、子二坤年・坤長、女一適曹榮富、公歿葬未載、楊改醮」、1748——？、楊氏1745——？）ら三一名で、二四名が既婚とされている。未婚とされているのは二名、残る五名には配・未配についての記載がない。無後となったのは、既婚三名と配・未配についての記載がなかった五名のほか、「遠徙」と記されてその後、子孫が『宗譜』から姿を消す七名（既婚五名・前述の未婚一名）、あわせて一五名、ほぼ半数の族人のあとがたえている。これには、⑬鑑の年譜に、「鑑、永福三子、嘉慶間賊匪掠境、被園不知去向」とあり、⑭鑑が嘉慶の動乱の渦中にまきこまれ行方不明となったことが記されていることからうかがえるように、嘉慶年間の動乱の影響も大きかったようである。⑮鑑の長兄⑯鑑（1748——？）は、年譜に、

「鑑、永福長子、生乾隆戊辰正月初一辰時、配張氏、生乾隆丙寅八月二十六寅時、子二坤喬・坤石、公歿年未載、葬碼瑙城辰戌向、張改醮、」

とあるように、配張氏（1746——？）との間に長子⑫坤喬（1767——？、配王氏、子一・女二）・次子⑬坤石（1778——？、無後）の二子があったが、次子⑬坤石の年譜に、

「坤石、鑑次子、生乾隆戊戌十月初十亥時、未配、嘉慶賊匪焚掠州境、被園不知去向、」

とあり、⑭鑑の次子⑬坤石も、二十歳代の前半、嘉慶の動乱の際に行方不明となっている。⑮鑑の妻、即ち⑬坤喬の母張氏は⑮鑑の年譜に「張改醮」とあり、再婚している。族人に嫁いだ女性が再婚した場合、『宗譜』ではその女性の歿年を記録しないことになっており歿時の年令が不詳であるばかりでなく、再婚についても、単に、「張改醮」

の如く記するのみであるため、夫との生別・死別いずれであるか、また、再婚時期も、一切不明である。前出⑪鑑（1748—？）の配楊氏（1745—？）も、二子⑫坤年（1772—？）、配杜氏、子一・坤長（1774—1798、配游氏、子一）・一女（「適曹榮富」）の母でありながら、⑪鑑の年譜に「楊改醮」とあり、再婚している。同じく⑪堯（1740—1785、四六才）の配戴氏（1743—？）、死別とすれば夫堯歿時四三才）も一子⑫坤寅（1770—？、「無後」。父堯歿時、存命とすれば一六才）の母であるが、——夫⑪堯と生別・死別いずれであったかは前述のように不明——、再婚しており、第一一世の族人の妻の再婚三件は、いずれも男子出生後の再婚である。

第一二世は、前出⑫坤年（乾隆三七年・1772—？）ら四〇名で、既婚二五名、未婚（「未配・未婚」）七名、配・未配についての記載がない者七名、受戒して僧となった⑫坤進（1782—？）一名である。無後となったのは、一八名（既婚無後三名、その中の一名は「徙居鄰水県」。未婚無後七名、配・未配についての記載のない七名、受戒僧一名）である。族人に嫁いだ女性の再婚は、⑫坤模（1785—？）の年譜に、

「坤模、綱次子、生乾隆乙巳四月十五午時、配程政二女、生年失考、女一適胡、公歿年失考、葬老屋後丁癸向、程再醮」

とある配程氏の再婚一件である。『宗譜』の凡例には、「其夫死再醮與有子而改醮者、通不書卒」とあり、「再醮」と「改醮」とを区別しているが、煩を避けるために後に表示するにとどめた表V「廣安蒲氏族人の妻の再婚事例」にもみられるように、年譜では「改醮」・「再醮」は厳密に区別して使用されていない。

第一三世は、前出⑫坤年の一子⑬接春（「坤年子、生嘉慶乙丑閏六月十三寅時、無後、公歿年月葬地失考」、嘉慶一〇年・1805—？）ら五二名、その中、既婚三六名で、残る一六名には、配・未配についての記載がない。無後となった者は二二名で、既婚無後六名、残る一六名は配・未配についての記載がなかった一六名である。その大部分

の人々は、⑬接春のように、歿年不詳、あるいは生歿年不詳であるが、次ぎの二名は生歿年が明記されている。

「泗春、坤璉四子、王出、生嘉慶壬申正月十四亥時、歿道光壬寅十月十八辰時、年三十一、葬失考、無後、」

「潤春、坤嶽長子、生嘉慶癸亥八月二十三、歿光緒辛巳正月十七子時、壽七十八、葬李家灣壬山壬向」

⑬泗春（1812—1842、三一才）・潤春（1803—1881、七九才）はいずれも独身・未婚のまま生を終えたものと思われるが、配・未配の記載がない一六名の中には、他にも結婚年令に達した後未婚のまま生を終えた族人が含まれていると思われる。族人に嫁いだ女性の再婚は次ぎのように五件である。

⑬適春（1800—1881、八二才）・配段氏（1840—?、適春歿時四二才）、子一⑭紹瑩（1880—  
—、父歿時二才）、段改醮、

⑬品春（1808—1836、二九才）・配蔣氏（1816—?、品春歿時二二才）、子一⑭紹棟（1836—  
—?、父歿時一才、「歿年失攷、葬小灣宅左、無後」、「蔣再醮」

⑬喜春（1814—1847、三四才）・配陳氏（1821—?、喜春歿時二七才）、子一⑭紹樑（「生年卒月失  
攷」、無後）、「陳再醮」

⑬廣春（1800—?）、配陳氏（「無出」）・繼配謝氏（「生年失考、女一適李」）、「公歿年失考、葬李家灣、陳・  
謝再醮」

そのうち第四件目⑬廣春の配陳氏の再婚は、繼配謝氏がむかえられている点からおして、夫⑬廣春と死別した後の「再醮」とは思われず、おそらく「無出」のために生別（無子去）させられて再婚、繼配謝氏も一女をもうけたものの嗣子がなく、蒲家を去り（おそらくは死別であろう）再婚、⑬廣春の後は絶えることになったのであろう。廣安蒲氏一族の族人に嫁いだ女性の再婚については、前述のように後に一括して表示（表V）したいが、これまでにあげた事例からもうかがえるように、男子出生後に蒲家を去り再婚している女性（おそらく、夫と死別、経済的にも寄る辺が

なくなつてのものが多かったのであろう)が多数みられるのに反して、「無子」・「無出」で嫡室が生別・離婚の憂き目にあい、継配がむかえられたと思われる事例は極めて少なく、⑫廣春配陳氏のほかに、後述する一例がみられるのである。

⑬ 盎春 (1827—1896) は、「大学生」、第一支では最初の科擧身分取得者であるが、これは⑬ 盎春の生年からみて一九世紀中葉以降のことであろう。彼は、庠生淡秀屏の次女を娶っており、その次子⑭ 紹琨 (1857—) も「庠生」で、第一支の族人で年譜に身分を記されているのは、この二人だけである。庠生⑭ 紹琨は、前述のように擧人⑮ 金萬・進士⑯ 殿俊とともに三人で『宗譜』の「協修宗譜」を担当しており、⑭ 紹琨の長子⑮ 金雨 (「試名雲卿」、1880—) も『宗譜』の「採訪宗譜」四人の一人である。第一支の『宗譜』續修当事者はこの二人であり、盎春房は、第一支では最も有力な支房であつたと思われる。『宗譜』からは、祖⑪ 暄・父⑫ 坤靜・⑬ 盎春らの一家が起家した経緯を明らかにすることは出来ないが、年譜に、祖⑪ 暄 (1753—1818) については、配蔡鎔次女 (1754—1778、子一坤崧)・継配劉臻長女 (1761—1797、子一坤育・女二)・又配談芳貴長女 (1758—1814、子一坤靜) と記され、父⑫ 坤靜 (1799—1862) についても、配杜氏 (1790—1841、子二争春・盎春、女五)・継配周氏 (1800—1852、「無出」)・又配李氏 (1817—1869、子一煦春) とあり、祖父・父ともに嫡室を失つたあと継室・再継室をむかえており、「未婚無後」で終つた年配の族人も多かったことからみて、この面からも相当に経済的余裕があつたことがうかがえる。⑬ 盎春の長子⑭ 紹璜 (1851—1883) は、⑬ 盎春の長兄⑬ 争春 (1824—1860) の第四子で、⑬ 盎春に嗣子として迎えられたのである。兄⑬ 争春が一八才で長子⑭ 紹丕 (1841—1875) をもつけたあと、⑭ 紹雁・紹維・紹璜・紹紀とつぎつぎと男子に恵まれたので、男子に恵まれなかつた次弟⑬ 盎春が⑭ 紹璜を嗣子にむかえたのであろう。その後、⑬ 盎春と配淡氏 (1828—1905) との間に次子⑭ 紹琨 (1857—)・第三子紹澤 (1860—189

7)・季子紹汝(汶)(1868——)とつぎつぎと男子二人が出生(ほかに出生年は不明であるが女子三人、「長適陳啓陽・次適張懷捧・三適李任謨」)しており、後に第三子⑭紹澤は⑭争春・益春の季弟⑬煦春(1854——1872)・配趙氏(1853——1877、女一適王顯忠)の嗣子となっている。後述するように、蒲氏のばあい、「無後」となった族人が多数みられる反面、嗣子のたてられている事例は極めて少なく、これも坤静房の経済力を反映したものであろう。

第一四世は、⑭紹均(同治四年・1865——)ら六五名、この世代には歿年月の記述がなくその生年月日からおして『宗譜』續修当時存命と思われる族人が二一名おり、既歿者は四四名であるが、無後となった者が二二名、既歿者の半数に達しており、その中、一四名について配・未配の記載がなく、既婚無後の族人は八名にとどまる。存命中の二一名の中、⑭紹才(1841——)については、年譜に「懷春長子、生道光辛丑六月二十一、未配、現壽六十九」とあり、『宗譜』續修当時七〇才の高齡で未婚独身、⑭紹均(1865——)、当時四六才)も年譜に「字秉國、鼎春子、生同治乙丑四月二十六午時」と記されているのみで配・未配についての記述がなく、おそらく未婚独身と思われる。族人に嫁いだ女性の再婚は三件、その中、男子出生後の再婚は一件である。

第十五世は、⑮金擇(咸豐一〇年・1860——?)、紹仁子、生咸豐庚申十二月初九、歿葬小増宅左、無後)ら八六名。この世代には、光緒・宣統年間に出生した者が多く、『宗譜』續修当時存命と思われる者が過半数六一名を占める。既歿者二五名の中、跡つぎのあるものは僅か四名、無後となったものが二一名(既婚無後五名、配・未配について記載のない者一六名)に達している。無後となった既歿者には、⑮金餘(紹楨子、生同治甲子九月二十三、歿年葬地失考、無後)のように享年不明の者が多く(二二名)、憶測にとどまるが、結婚年齢に達する以前に早夭した者が無後の多い一因であると同時に、結婚年齢に達した後に未婚のまま死亡、歿年すら不詳となった貧困な族人がこの時期に増加しつつあったことも、その一因であろう。配・未配についての記載がなく、生歿年月の記された無後の族



人は次の七名で、

- ⑮金橋 (1863—1899、三七才)
- ⑮金鈿 (1874—1909、三六才)
- ⑮金倫 (1850—1904、五五才)
- ⑮金書 (1858—1891、三四才)
- ⑮金旒 (1869—1909、四一才)
- ⑮金宴 (1872—1909、三八才)
- ⑮金印 (1875—1897、二三才)

彼等はおそらく、未婚・独身のまま無後となった者と思われる。存命中の族人にも、同治一三年(1874)以前出生者に限ってみても、

- ⑮金源 (1874—、『宗譜』續修当時三七才、以下『宗譜』續修を省略)
- ⑮金霖 (1874—、当時三七才)
- ⑮金田 (1870—、当時四一才)

のように、高年で配・未配についての記載のない族人が見出され、未婚無後となる族人増加の趨勢を示している。第一五世の族人に嫁いだ女性の再婚は、次ぎの三件で、いずれも「無出」で、跡つぎはなく無後となっている。

- ⑮金斌 (1871—1898、二八才)・配熊氏 (1869—?)、「無出・再醮」・繼配張氏 (1869—?)、  
金斌歿時三〇才)「無出」・「張再醮、無後」

- ⑮金祐 (1875—1899、二五才)・配鄭氏 (1879—?)、金祐歿時二二才)、「鄭再醮、無後」

- ⑮金斌の配熊氏は、「無出」でおそらく⑮金斌と生別後に再婚、繼配張氏は死別、再婚したものと思われる。嫡室を

「無出」で離婚、継室をむかえたのではないかと思われる事例は前出⑬賡春の配陳氏・継配謝氏と右の例との二例にとどまり、予想以上に少ない数字であった。経済的に結婚することすら困難で未婚無後となる族人が増加する一方で、経済的に余裕のある族人は、嗣子をむかえ、あるいは側室・継室をむかえており、嫡室を離婚、継室をむかえるというかたちをとることは、極めて稀であったようである。

第一六世は、⑯殿國（光緒二十七年・1901——）ら二九名、いずれも生年月日の記載はあるが、歿年の記載はなく、『宗譜』續修当時、全員存命と思われる。なお、姻戚で年譜に身分を記されている者については、文末の附表VIを参照されたい。

#### 石馬溝第二支（第二支）

⑦愷の長子⑧遇春（順治一三年・1656——康熙二十九年・1690）の子孫である。第九世は、⑨蕃（「公夫婦生歿葬地未載」と⑨蕪（康熙二十二年・1683——康熙五〇年・1711）の二名（いずれも既婚）、第一〇世は、⑩蕃の二子⑩永文（「蕃長子、配後遠徙」）・永義（「蕃次子、配後遠徙」）はともに結婚後他郷へ遷居しており、生歿年も未詳である。⑨蕪には⑩永善（康熙四三年・1704——乾隆九年・1744）ら三子（いずれも既婚）があり、従って第一一世以降の族人は⑨蕪の後裔ということになる。第一一世は、⑪旭（康熙六一年・1722——乾隆三九年・1774）ら一三名で、いずれも既婚、このうち無後となったのは四名である。族人に嫁いだ女性の再婚は二件で、一件が男子出生後の再婚である。嘉慶年間に第三支の族人⑪全に宗譜の作成を委託した前出「錦繡・光徳兩兄……」の錦繡は、この第二支の⑪昇（字錦繡、1737——1821）であり、年譜に配張文高四女（1737——1799）、「子二坤烈・坤燾、女三、長適岳邑陳元棟・次適張必倫・三適李代斌」、繼配趙光文長女（1742——1826）と記されている。年譜に、身分を記された族人・姻戚はない。

第一二世は、⑫坤生（乾隆二年・1738——嘉慶十一年・1806）ら二二名で、「未婚無後」となった⑫坤序（1

783——?) 一名を除き、残る二一名が既婚である。無後となったのは⑫坤序ら三名である。族人に嫁いだ女性の再婚は三件で、うち二件までが男子出生後の再婚である。

年譜に身分を記されている⑫坤燾(1778——1831)は、前出⑪昇(字錦繡)の次子で、第二支最初の身分取得者(監生)である。『宗譜』卷六 孝友類には、⑫坤燾の伝があり、

「道光辛巳(1821)父(昇)歿、——中略——、與伯兄坤烈公分産、僉議為鬪以下、公不可、使兄擇焉、己獨取其礪者、後入成均、年五十有四、生子六、長祥春・次華春・三恒春・四溢春・五成春・六開春、次・三俱早世、諸子繼起并有父風云、」

と記されており、⑫坤燾が監生となったのは、父⑪昇の歿後、一九世紀に入ってからのことである。⑫坤燾の第五子⑬成春(1813——1872)も監生になっており、⑬成春の孫⑮金龍(1872——)は、『宗譜』の「採訪宗譜」を担当している。⑫坤燾の父⑪昇の継配趙光文長女について、同じく⑫坤燾の伝に、

「(坤燾)速事繼母趙、朝夕問視視母在日有加、初趙適陳氏有子長慶貧甚、母以為憂、公欲博母歡待之厚、嘗私出錢使買、父讓之、公曰、若雖異姓、然以母氏故亦同氣所分也、且將為溝中瘠忍聽其無告乎、父為改容慰之以告母、母益厚視焉、」

とあって、⑫坤燾が継母趙氏の前夫との子陳長慶のために、貿易に従事する資金を援助した佳話を伝えて、⑫坤燾が商業に関心をもっていたことを示しており、坤燾房起家の背景には、商業との関連もあったのではないか、と思われる。

このほか、⑪昭(⑪昇の次兄)の第三子⑫坤才(1763——1845)・配載氏(1762——1791、無出)・継配王文炳七女(1775——1852、子四・女三)と第五子⑫坤植(1769——1837)・配陳氏(1767——?)、「無出、歿年未載、葬石馬溝」・継配岳邑蔡登基女(1784——1850、子三・女二)の二人は、年譜に

「職員」と記されており、また⑫坤琇（1742——？、昇の長兄旭の次子）・配岳邑劉文玉長女の一女は、「誥封奉直大夫杜紹順」に嫁している。

第一三世は、⑬桂春（乾隆二八年・1763——？）ら五三名で、既婚三六名、残る配・未配について記載のない一七名の中、二名は「早歿」と記されている。無後となった族人は配・未配について記載のないこの一七名で、その中、生歿年がともに記されているのは、次ぎの二名である。

「和春、坤發次子、生乾隆甲辰冬月二十亥時、没嘉慶戊午三月十九子時、年十五、葬石馬溝宅後申寅向」（1784——1798、一五才）

「林春、坤栢四子、生嘉慶辛酉九月初四戌時、歿道光壬午腊月初九巳時、年二十一、葬石馬溝宅後申寅向、無後」（1801——1822、二二才）

いずれも配・未配の記載はないが、生歿年月日・墓所にいたるまで刻明に記されており、おそらく未婚のまま死去したものと思われ、同様に記載のない他の一五名にも、未婚のまま無後となった者が含まれていることであろう。

第一三世の族人に嫁いだ女性の再婚は四件で、いずれも男子出生後のことである。この中、⑬瀨春（1813——1878、六六才）の継室蔣棹廷長女（1835——？、夫歿時四四才）の場合は、⑬瀨春の年譜によれば、

瀨春・配楊氏（「生歿失考、葬趙家俱碾子溝、無出」）・側室張氏（1815——？、「女一適王」）・又配蔣棹廷長女（1835——？、「女四、長適陳・次適賀・三適湯・四早殤、子三、紹孟（1867——）、父歿時二二才）・紹顔（1873——）、父歿時六才）・紹思（1875——？、父歿時存命であれば四才）、公歿光緒戊寅十二月二十七亥時、壽六十七、葬石馬溝辛乙向、

という家族構成で、継室蔣氏については、他姓に再嫁した女性について筆を割くことのない年譜に格別の扱いで、

「蔣孺人勤儉慈惠内助稱賢、當公歿時家赤貧、子小女幼嗷嗷待哺、孺人無計撫育欲以身殉、又念呱呱者夫脈所寄、

不能撫孤以延宗嗣徒死無益也、再三圖維、雖改醮之後、猶百計經營俾得子女存活婚嫁及時、迄今諸子成立葆生滋大者、非孺人之力不致此、人當共諒其苦心可也、」

と述べており、(未婚・無後で終わった貧困の族人も多い中で、嫡室・側室・継室をむかえている⑬瀬春が文言どおりに赤貧であったとは信じ難いが)夫に先立たれた後、継室蔣氏が再婚後も子女⑭紹孟らの撫育に心をくだき、無事に成人せしめた功勞を特筆している。その長子⑭紹孟(1867——)の年譜には、

「公性闊達、待骨肉有至性、少以家窘棄讀習越人術所活者衆、尤善經紀權子母貨殖屢中、不數年遂以此起家致富、至爲人深明大義兼有長才、我族續修祠譜得公之力居多、其亦蒲氏之干城歟、」

と記され、一八七八年に十二才で父⑬瀬春を失った⑭紹孟は、貿易・金融に従事して産をなし、『宗譜』の續修・宗祠の建立に大きな貢献をして、「蒲氏之干城」と激賞されている。⑭紹孟は、『宗譜』の「經修宗譜」を担当した三人の一人で、後述する他の二人の事例をも合わせて推測するに、この三人はいずれも、当時、蒲氏一族の中で、経済的に際だった有力者であったと思われる。⑭紹孟がこのような成功をおさめたのは、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけたのことである。「主修宗譜」⑮金麟(第三支、歳貢)が、⑬瀬春(字濟菴)をたたえる「濟菴公遺事」を撰して、『宗譜』藝文類に載せているが、⑭紹孟が『宗譜』の續修に際して「經修宗譜」を担当、資金面で多大の貢献をしたこと、それが父⑬瀬春が格別の扱いをうけることに結びついたのであろう。

なお、第一三世の族人で身分が記されているのは、前述の監生⑬成春一人で、他には姻戚に、⑬陽春(⑬瀬春二兄)の四女が嫁いだ監生彭開巻がみられるのみである。

第一四世の族人は、⑭紹官(乾隆四七年・1782——?)ら八三名で、既婚六六名、残る一七名の内わけは、早歿三名・未婚五名、配・未配について記載のない者九名である。無後となったのは、既婚無後の六名とこの一七名の二三名であるが、配・未配について記載のない九名の中にも、次ぎの二名⑭紹猷(1812——1830、一九才)・

紹瀚（1809—1834、二六才）には生歿年月日が明記され、おそらく未婚のまま無後となったものと思われる。「未娶」・「未婚無後」と記された五名の中、次ぎの二名⑭紹餘（1837—1859、一三才）・紹發（1822—1902、八一才）は生歿年月日が明らかで、未婚独身のまま八十一才の長い人生を終えた者も含まれており、全体として、未婚無後の増加の兆しがかがえる。

第一四世の族人に嫁いだ女性の再婚は五件で、四件が男子出生後の再婚である。第一四世に、身分を記された族人はなく、姻戚に⑭紹芝（前出監生⑬成春の長子、1834—）が庠生周之翰の女を娶っているのが認められるのみである。

第一五世の族人は、⑮金聲（嘉慶二三年・1818—？）ら一四二名、この世代には光緒元年（1875）以降に出生した者も多く、『宗譜』續修当時存命と思われる者が五〇名いるが、既歿者九二名の中、無後となった者が六六名に達し、跡つぎのある者は僅か二六名にとどまる。無後となった六六名の内わけは、早歿無後三名、既婚無後は一五名にすぎず、「未婚」・「未婚無後」と記された者が激増、三七名に達している。この三七名の中、生歿年月日の明らかなのは次ぎの二名、⑮金輔（1848—1907、六〇才）・金平（1883—1900、一八才）で、⑮金輔は、未婚のまま六十才の生を終えている。配・未配について記載のない残る一一名の中にも、おそらく結婚年令に達した後、未婚のまま生を終えた族人が含まれていると思われる。第一五世の族人に嫁いだ女性の再婚は四件で、その中二件が男子出生後の再婚である。

第一五世の族人では、⑮金吾（1852—1909）が廩生、⑮金吾の兄⑮金相（1844—1893）が武生杜洪本の女を娶っている。⑮金相・金吾の曾祖父は、前出職員⑫坤才（1763—1845、子四・女三）で、祖父⑬榮春（坤才の長子、1794—1841、子一・女四）・父⑭紹舉（榮春の一子、1813—1861、子二・女五）とつづくのであるが、⑫坤才房の族人には『宗譜』の孝友・行誼などに伝をたてられた人物もなく、また

⑮金相・金吾の子弟も『宗譜』續修当事者に加わっておらず、廩生⑮金吾にいたる前後の経緯は不詳である。

第一六世の族人は、⑯殿級（咸豊七年・1857——？）ら一〇一名、その多くが光緒元年（1875）以降に出生しており、『宗譜』續修当時存命の者は八五名である。既歿者一六名はいずれも無後となっており、早歿無後一名、既婚無後四名、未婚無後四名、配・未配不詳で無後の者七名（生歿年失考三名・歿年失考四名）で、未婚無後の四名は、⑯殿宗（1858——？）・殿崇（1867——1891、二五才）・殿武（1871——1885、一五才）・殿麟（1876——1899、二三才）である。なお、同治一三年（1874）以前に出生した族人に限ってみても、⑯殿瓊（1863——）、当時四八才）・殿廷（1858——）、当時五三才）・殿福（1865——）、当時四六才）・殿笏（1865——）、当時四六才）のように、配・未配についての記述がなく、未婚独身であったと思われる高齢の族人がいる。第一六世の族人に嫁いだ女性の再婚は二件で、いずれも「無出」で、夫は死亡、無後となっている。第一七世の族人は、⑰耀廷（光緒一年・1885——）ら二六名、いずれも生年月日の記載はあるが、歿年の記載はなく、『宗譜』續修当時、全員存命と思われる。

#### 樓房増第三支（第三支）

第三支は、⑦愷の次子⑧遇貴（康熙元年・1662——雍正七年・1729、「業儒」の後裔である。⑧遇貴の来孫にあたる進士⑬春銘の撰した「長華公（⑩永睿）先世叙傳」<sup>40</sup>）には、

「自雄公至階五傳而至敏秀凡六世、世皆儒素文人蔚起、秀祖（⑥敏秀）少播乱離身歷滄桑、始廢學業農、至是而下凡四傳而至我曾王父長華公（⑩永睿）、世以稽事起家、公與其從兄永盛、永信諸公力以詩書相切劘互相淬勵、文章人品為一時冠、蓋入國朝已百年矣、公之曾祖諱愷少勤稼穡富於財、有子六人、其仲子遇貴、字天吉、居治北之樓房増、世有陰德、生子三、葵・葦・芬、芬即予之高王父也、葵字朝陽、葦字近陽、芬字宜陽、皆仰承父志好行其惠、仲・叔俱雅秀而文、伯公獨喜談兵以俠聞一時、時人為之語曰蒲氏三陽、」

とあり、明末に⑥敏秀が「廢學業農」して以来、農業に従事していたが、⑦愷の代に稼穡につとめてやや産をなしたよう、⑧遇貴は年譜に「業儒」と記され、⑧遇貴の長女も庠生李拱極に嫁するまでになっている。⑧遇貴の三子、長子⑨葵（字朝陽、康熙三十二年・1683——乾隆一四年・1749、「武庠生」）・次子葦（字近陽、1694——1752）・季子芬（字宜陽、1700——1770）三兄弟は、当時、「蒲氏三陽」と稱されたことであり、後述のような三兄弟の婚戚関係からみても、当時、廣安で蒲氏の遇貴房は、ひとかどの家と目されるに至っていたようである。

第九世の長子⑨葵は、武生で、年譜に「公讀書喜劍、為文有奇氣、時方多事、乃以射游邑庠、後鄉闈報罷、隱於西巖山中、以讀書教子終焉」と記されている。次子⑨葦は、監生武善政の女を娶っており、年譜に「子一永三、女一適孝廉鄧簡臨長子以仁」と記されているように、その一女は乾隆甲子科（1744）舉人鄧簡臨の長子以仁に嫁いでおり、『（光緒）州志』卷九 列女志 節孝に、

「蒲氏 鄧以仁妻、年十九于歸、三載夫歿、翁姑憐其青年勸令他適、氏泣血自誓矢志不移、」

とあるように、守節をたたえられて『州志』列女志に名を留めている。当時の廣安鄧氏は、前述のように、簡臨の父琳が廩貢・中江県訓導、簡臨と弟亮執は同年の舉人、季弟時敏は舉人（1732）・進士（1736）で翰林院編修・大理寺卿という廣安きつての名族であった。季子⑨芬の長女も鄧以儵に嫁いでいるが、字輩からおして、おそらくこの廣安鄧氏の第四代（以字輩）の族人に嫁いだのであろう。

蒲氏第三支は、廣安蒲氏六大支房の中で最も隆昌した支房であり、その後、有力な族人を輩出しているので、以下、三兄弟⑨葵・葦・芬各支房ごとに、その経緯をみてみたい。

#### 〈⑨葵支房〉

第一〇世は、⑨葵の長子⑩永盛（康熙四五年・1706——乾隆三三年・1768、「增生」）・次子永信（1714



——1805、「庠生」・季子永年（1718——1756）の三名である。長兄⑩永盛は「增生」、次弟⑩永信も「庠生」で、庠生胡璧の三女を娶っており、前述のように蒲氏家乗の手稿を遺している。季弟⑩永年は年譜に「配貢士姜遇文三女」と記されているが、『新志』卷一一 氏族志に「下崇義郷悦來場姜氏」の條がたてられており、それによると姜遇文は康熙年間の歳貢である。

第一一世は、⑩永盛の長子⑪曜（雍正七年・1729——？）ら一二名、全員既婚で、その中、⑩永盛六子の中の次子⑪景（1731——1797）、⑩永信の二子即ち長子⑪元（1744——？）・次子⑪全（1748——1821）、⑩永年の四子の中の次子⑪春（1738——1764）の四名は、年譜に「業儒」と記されている。⑩永盛の第四子⑪旺（1743——1770）は配張氏（1743——？、旺歿時二八才）が「無出」で、三兄⑪皓（1734——1814）の第四子⑫坤惠（1767——1846）を嗣子にむかえており、張氏は再婚している。⑩永年の長子⑪啗（1736——1759、二四才）の配徐文澤長女（生歿未載）も「無出」で、徐氏は再婚しており、無後、⑨葵支房第一一世の族人に嫁いだ女性の再婚はこの二件である。無後となったのは、⑪啗と前述のように父⑩永信の遺志をついで宗譜を三部作成した⑪全（1748——1821、七四才）の二人である。

⑩永盛の次子⑪景（「業儒」）は、廩生楊天倫長女を娶っており、その四子三女の中の長子⑫坤秀（乾隆一七年・1752——道光九年・1829）が、進士⑯殿俊の高祖父である。⑫坤秀は、廩生黎壽（壽）の次女を娶っており、四子二女があった。⑯殿俊の祖父⑭紹楷（「附貢」）の撰した「本支叙傳」<sup>(4)</sup>には、

「曾王父（⑪景）與高王父（⑩永盛）在日著述頗富、兵燹後圖書盡失、家因之落、王父（⑫坤秀）乃棄讀歸農、善裁縫細針密縷逾於女紅、妣黎同州廩生黎公燾（壽）次女、祖某知某県事卒於官、妣雖宦族無驕貴氣、與公分苦月夜紡績隆冬弗輟、髮泔泔沾霜露怡如也、」

とあり、⑯殿俊の高祖父⑫坤秀は、廩生黎壽の次女を娶っているが、嘉慶年間の動乱に遭遇して家が中落したため、

「棄讀歸農」して裁縫の手仕事にも従事したようである。⑫坤秀の兄弟についてみると、次弟⑫坤和（1755——1779、二五才）の配徐金魁女（「生年未載」）は「無出」で⑫坤和は無後となり、徐氏は再婚している。三弟⑫坤种（1758——1794、三七才）は、配張恒女（1760——？、坤种歿時三五才）との間に二子⑬占春（1781——？）・展春（1789——？）と一女（「適岳邑朱姓」）があったが、⑬占春の年譜には、

「占春、坤种長子、生乾隆辛丑三月初五子時、配岳邑种（宋の誤りか？）氏、無出、公嘉慶己未被賊擄去、宋遵出律例改醮、嘉慶己巳公生還、另配張宗瑤女、生乾隆丙午九月十一酉時、女三長適潘成友・次適羅朝松・三適宋金科、夫婦歿葬未載、無後、」

とあって、長子⑬占春は嘉慶四年（1799）に動乱にまきこまれて行方不明となり、その間に配宋氏は再婚しており、嘉慶一四年（1809）無事に生還して継室張氏を迎えたものの男子に恵まれず、夫婦とも「歿葬未載」で無後となっている。次子⑬展春は時期は不明であるが、出家して僧侶となっている。⑬占春・展春二子の母張氏は、父⑫坤种の年譜に「張改醮」とあり、夫と生別・死別、いずれであるか、また嘉慶の動乱との前後関係も不明であるが再婚しており、坤种房は第一三世であることが絶えている。⑫坤秀の四弟⑫坤稷（1761——？）は、年譜に、

「坤稷、景四子、生乾隆辛巳四月二十四巳時、配段廷玉女、無出、公久客不歸、段遵出律例改醮、」

とあり、嘉慶の動乱の影響もあつてのことであろうか、外地に出た⑫坤稷は「久客不歸」のため、配段氏は再婚、無後となっており、⑫坤秀を除いて三兄弟の夫人はいずれも再婚、あとが絶えており、嘉慶年間の動乱の直接的・間接的影響が大きかったことをうかがわせる。第三支の族人では、他にも⑩永盛の長子⑪曜（⑪景の長兄）の次子⑫坤敏（1765——1797、三三才、「未婚」）の年譜に、

「嘉慶丁巳十一月初三日、遭賊不屈死、」

と記され嘉慶の動乱の際に遭難、同じく⑩永盛の第五子⑪昀の次子⑫坤倫（1769——1797、二九才）・配張

「嘉慶丁巳冬月初三日、避乱河東蘆溪口張姓處、遇賊不屈、一門被難、」

とあり、一家あげて夫人張氏の実家に避難した際のことであろうか、坤倫・配張氏・一子己春（一八才）・一女丁姑（一六才）の一家全員が「河東蘆溪口張姓處」で犠牲になり、『宗譜』の忠義類・節烈類、（光緒）州志」卷八 人物志 忠義に名を留めている。<sup>(43)</sup>

⑫坤秀には、長子⑬正春（乾隆四三年・1778——道光二六年・1846、「太學生」）・次子壽春（1781——1863）・第三子玉春（1787——1858）・季子洪春（1795——1835、「太學生」）の四子があり、季子⑬洪春が⑯殿俊の曾祖父である。⑬洪春は、『宗譜』の孝友類に伝がたてられており、

「洪春、字瑞山、壽春公季弟、少讀書、家貧無以養、始業商稍獲利、即獨居奉父母不以累諸兄、……中略……、後公因貿致富、欲隆親養而親適下世、公永悼愛日之短、力興風木之悲、」

とあって、⑬洪春は一九世紀前葉商業に従事して成功、父⑫坤秀（道光九年・1829歿）・母黎氏（道光一七年・1837歿）の晩年には、相当の資産を蓄えるにいたっていたようである。⑬洪春の第三子⑭紹楷（道光一三年・1833——光緒二七年・1901、「附貢生」）の撰した「瑞山公（洪春）家傳」<sup>(44)</sup>にも、

「（洪春）客果州、解囊中金四百助文廟祀、郡守金公以趨善可風四字榜焉」

とあり、道光年間に商用であろうか果州（順慶府南充）に赴いた際、旅費の一部をさいて文廟に四百両を贖出し、金知府から「趨善可風」の匾額を贈られたことが伝えられている。<sup>(45)</sup> ⑬洪春の次兄⑬壽春についても、『宗譜』の孝友類に伝があり、

「壽春、字山海、虎幹而虬髯、善飲酒多力、然事父母極孝、嘉慶初教匪掠境、公隨伯仲輦親入城避亂、晝侍親側、夜則獨往大岩口護守墳廬數往返、人咸危之卒無恙、後母患病疾亟、公方遠賈西邑、聞耗急馳歸□、日夜行三百里、

至則城猶未啓也、……中略……、年八十三、無子終老姪端溪（⑭紹楷）家、

とあって、嘉慶の動乱の際、⑫坤秀一家が城内に避難したこと、その後、⑬洪春の次兄⑬壽春も貿易に従事していたことを伝えている。⑬洪春は、陳在鳳の幺女（1793—1826）を娶ったが、子女に恵まれず「無出」で、三兄⑬玉春の四子のうちの次子⑭紹穉（1817—1851）を嗣子として迎えている。⑬洪春は、その後、継室王元杰長女（1806—1876）との間に、一子（次子⑭紹樅）・一女をもうけたが、この次子⑭紹樅は「早歿」で無後となり、一女は庠生丁鼎臣に嫁いでいる。⑬洪春は、また側室潘長科長女（1813—1858）との間に、第三子⑭紹楷・季子⑭紹槐（早歿・無後）をもうけており、この第三子⑭紹楷が⑯殿俊の祖父である。⑭紹楷の撰した「潘孺人伝」<sup>(46)</sup>に、

「至道光丙申、<sup>(47)</sup>（洪春）公以勞疾不諱、孺人將身殉而姑年已七十有九泣止之、明年姑歿、孺人又欲自盡、王孺人與子穉泣曰、若所爲義奈此呱呱者何、脫有不虞泉下人將焉置也、於是孺人泣、左右皆泣、公之伯（正春）・仲（壽春）恐母壯子少貽乃弟門戸憂、欲以撫子（紹穉）歸本房（玉春房）、令兩孺人（継室王氏・側室潘氏）各携子女他適、孺人與王孺人計堅守初志、卒不少奪、厥後兩家（正春・玉春）乏嗣生計益蹙、孺人盡釋前卻存問周恤視公在日有加、伯仲俱感泣、後孺人察其無他命兩男迎養終老、」

とあって、⑬洪春の遺産もからんのであろう、⑬洪春の長兄⑬正春・次兄⑬壽春が亡弟洪春の嗣子紹穉を季弟玉春の下に戻し、継室王氏・側室潘氏にそれぞれ子女をつれて再婚させ洪春房を解体しようとしたこと、王氏・潘氏ともその企圖に抗して守節、洪春房を守ったこと、後年潘氏は昔日のわだかまりを釋き、⑭紹樅・紹楷に命じて窮迫した伯父⑬正春・壽春を「迎養終老」せしめたことを伝えている。⑫坤秀の三兄弟、⑬洪春の三兄弟の晩年の境遇・子孫の状況<sup>(48)</sup>から考えて、⑯殿俊の家が興隆に向かったのは、曾祖⑬洪春・祖⑭紹楷の代、一九世紀に入ってからのことであろう。

⑬洪春の嗣子⑭紹棧（1817—1851）は、年譜に、

「穉事親孝、撫弟誠、待人和而義、持家政二十年毫無私蓄、市廛中有善賈無賢者輒代署借券、後多不能償售業墊賠無吝色、」

とあり、三十四才の若さで死去したものの、生後間もなく父をなくした次第⑭紹棧を撫育し、二十年ばかり家政を担当したことが伝えられている。⑭紹棧の長子⑮金樞（道光一八年・1838—同治一年・1872）は、年譜に「例貢士、字斗垣、號升甫、業儒」と記され、監生胡占廷の女を娶っている。<sup>49</sup> 次子⑮金品（1845—1907）は、年譜に「從九、例授登仕佐郎」とあり、「配分県胡方郇次女」（1843—1895）との間に二女のみで男子に恵まれなかったため、兄⑮金樞の第三子⑯殿才（1873—1984）を嗣子に迎えているが、その後、側室何氏（1872—）との間に次子⑯殿儲（1897—）・第三子殿仕（1902—）と二女が生まれている。⑯殿才は配李氏（1876—）との間に一女（「適蔣」）を残して一八九四年に二才の若さで死去、後に⑯殿俊の次子⑰耀琬（光緒三一年・1905—）が嗣子にたてられている。

⑬洪春の次子⑭紹楷（1833—1901）は、「試名懷瑾、字端溪、附貢生」で、同治四年（1865）には堂叔⑬春銘をたすけて『（同治）宗譜』を分纂<sup>50</sup>、同治一二年（1873）には知県姜鳳儀倡修の下、⑬春銘が主修した『廣安州志』の増修に際し、庠生の資格で分纂にあたり、『（光緒）州志』にも分纂として参加している。<sup>51</sup> ⑭紹楷は、金克釗の三女を娶り、二子一女があつたが、長子⑮金琳（1855—1898、「監生・按察檢校」）が⑯殿俊の父である。次子⑮金瑗（1859—）は、『宗譜』卷六 職官類では、「庠生、官廣東候補府經」とされ、『新志』卷二五 仕進志には、「附貢、捐鼎丞分發廣東、後捐升通判」と記されており、⑭紹楷の一女は後に舉人・進士となる胡駿に嫁いでいる。⑮金琳の長子⑯殿俊については、叙述の便宜上、やや詳しく後述することにして、⑩永盛の他の子弟（⑯殿俊の五世祖⑪景の兄弟）に目を移したい。

⑩永盛の第三子⑪皓（1734—1814）には、⑫坤載・坤成・坤培・坤惠・坤葳の五子と二女があつたが、前述のように第四子⑫坤惠は、父⑪皓の四弟⑪旺（1743—1770）が配張氏（1743—？）との間に一女（「適鄭爲璽」）があるのみで男子がなかつたため、その嗣子にむかえられており、⑪旺の配張氏は再婚している。第五子⑫坤葳（字學賢、1770—1834）には、⑬萬春・喜春・恒春・國春・桂春ら五子と一女があつたが、第五子⑬桂春（字月廷、1805—1866）については、第三支の恩貢⑬象春の撰した「月亭公家傳」<sup>(52)</sup>が『宗譜』の藝文類に載せられており、それによると、

「桂春）公少貧、諸兄俱拆爨、惟公隨父學賢（坤葳）公業織、日往來於城鄉市鎮抱布貿絲、備嘗險阻艱難、幸時亨利積置田二百餘畝、旋又因親累失之、人咸爲公惜、」

とあり、⑫坤葳の季子⑬桂春は少年時代家が貧しかったが、四人の兄と拆産後もひとり父⑫坤葳に随つて織布を生業として、艱難辛苦の末、漸く産をなし、一時は二百余畝の田畝を置いたこともあつた、とされている。<sup>(53)</sup>⑬桂春には、四子⑭紹先・紹誠・紹祺・紹億と四女があり、次女は庠生鄧建業に嫁いでいるが、これは一時的にせよ田二百余畝を擁したという経済力が背景にあつたことであろう。⑬桂春の次子⑭紹誠（字信菴、1832—）、『宗譜』續修当時七九才）は、年譜に「耆員」と記され、一族の長老として、『宗譜』續修を統括する責任者「督修宗譜」の名譽をになつている。⑭紹誠の第三子⑮金鮪（1870—）は、年譜に

「字尉龍、……中略……、尉龍少習越人術、治多中、貿易東鄉獲厚貲、遂以此起家致富、」

とあつて、東郷（宣漢県）で貿易に従事して、産をなしたことが伝えられている。⑬桂春の第三子、即ち⑭紹誠の三弟⑭紹祺（1845—1881）の長子⑮金愨（1863—）の年譜に、

「金愨、字慎齋、號茂盛、……中略……、茂盛性聰敏放蕩不羈、少與諸從兄弟游戲誤傷其腰與背、伯父信菴公（紹誠）覺大恚、欲撲責之、聞而畏亡去遠游至東郷、里有素識者見之詰曰、爾何爲至此、告以故、乃爲代尋生理、茂盛

安之、日勤其業、未十餘年獲重利、以此起家致數萬金富、性純孝友愛尤篤、雖遠居東鄉而堂上甘旨之品往來寄奉不絕、所置田産復分惠兩弟無佞心亦無德色、迄今蒸蒸日上將來發祥未可限量、是誠吾族之卓卓者也、特書譜端爲茂盛勉更爲我宗人法、」

とあり、⑮金愨は少年時代に過って従兄弟（伯父紹誠の子）を傷け、東郷に逐電したが、同地で商業に従事して巨額の富を蓄え、年譜に「我族之卓卓者」と稱えられ、「我宗人法」と特筆されるような成功者となっている。⑮金愨の三子⑯殿相・殿林・殿極はいずれも年譜に「綏定府東郷西門外興隆街生成」と記されており、⑮金愨は東郷に移住し西門外興隆街に居をかまえたようであるが、「遠徙」した族人の居所、またその子弟が年譜にのせられているのも、この金愨房だけである。⑭紹誠の季子⑮金鮪は、この従兄⑮金愨の庇護をうけて東郷で貿易に成功、両者の財力を背景に⑭紹誠が一族の長老として「督修宗譜」の地位につき、彼等の祖父⑬桂春も伝「月亭公家傳」を藝文類に載せられるにいたったのであろう。

⑨葵の次子⑩永信には、⑪元（「業儒」）・全（「業儒」）の二子があった。前述のように次子⑪全は蒲氏の家乗の手稿三部を作成したが、配監生顧鎧長女との間に子女に恵まれず、後述する従姪⑫坤輔が「迎歸終養」、あとが絶えている。長子⑪元には、⑫坤樹（1768—1797）・坤立（1774—1815）・坤壯（1780—?）、配陳煥二女、「無出、公夫婦歿葬俱未載、無後」の三子があったが、長子⑫坤樹は配黎驥長女（1768—?）、坤樹歿時三〇才）との間に一子⑬育春・二女（長適李・次適楊子福）をもうけた後、三十才で死去。配黎氏は「改醮」、一子⑬育春（1793—?）、父歿時、存命であれば五才）は「未配、無後」と記されているが、母黎氏の「改醮」年月、⑬育春の歿年がともに不詳であり、その前後関係も不明である。次子⑫坤立は配張朝序長女との間に三子⑬仲春・向春・益春があったが、長子⑬仲春（1797—?）は「配朱氏、女一適許、公歿葬失考、朱改醮、無後」、次子⑬向春（1807—?）は「未婚、無後」、季子⑬益春（生嘉慶丙午閏六月二十九未時<sup>54</sup>—?）は「公歿葬失考」と年譜

に記されているのみでいずれも跡つぎがなく、永信房は絶えている。嘉慶の動乱の影響をうけた可能性も考えられるが、知るすべはない。

⑨葵の季子⑩永年には、長子⑪啞・次子春・第三子叟・季子暉の四子があつた。季子⑪暉（1751—1771）の配陳煥章三女（1745—1785）は、生後間もない一子⑫坤佐（1769—1826、父歿時三才）をのこして、夫に先立たれた。すでに夫の長兄⑬啞（1736—1759）は死亡、その配徐文澤長女は「無出」で「徐改醮」とあるように再婚、あとが絶えており、次兄⑭春（1738—1764、「業儒」も、配岳邑鄒學擴長女（1737—1805）との間に幼い一子⑫坤維（1764—1800）・二女（長適合陽趙文秀・次適岳邑康爾祿）をのこして死去しており、頼む三兄⑮叟（1749—1803、当時二三才）に庇護・撫育を願つてことわられた陳氏は、幼児をかかえて実家陳煥章家に身を寄せるほかなかつた。『宗譜』に載せられた孫⑬象春の手になる「族表節孝蒲母陳孺人傳」<sup>55</sup>によれば、陳氏は兄嫂に累を及ぼすことをさけ、日夜孜孜として紡績にはげむこと十余年、遂に田百畝を置くにいたつたが、歿後、篋底になお紡綿百余斤が遺されていたということで、『（光緒）州志』卷九 列女志節孝にも伝がたてられ、

「陳氏、蒲暉妻、年二十七、夫歿家貧、子僅歲餘、氏苦績自活、後子成立置田百餘畝、卒年四十一、咸豐元年族表、」  
と記されている。その子⑫坤佐については、『宗譜』の孝友類に、

「伯父東昇公（啞）歿、親爲營葬所、人間之泣曰、公無後、故築之堅爲百年計、不忍其暴骨也、與從兄坤維・坤輔分産、獨厚讓昆季、不以多寡較、從姪陽春坤維子也、甫三齡失怙、公親撫養教誨並爲營家計、一切米鹽繁碎皆親計會迄於成立、」

とあり、⑫坤佐がおのれの出生（一七六九年）前に亡くなった伯父⑬啞（一七五九年歿）のために、後年墓所を築いたこと、從兄⑫坤維（次伯父⑭春の一子）・坤輔（三伯父⑮叟の一子）と祖父⑩永年の遺産を分けた後も、⑫坤維の



歿（一八〇〇年歿）後その一子⑬陽春（1799—1857）を成人するまで撫養教誨、世話をしたことが伝えられている。⑭坤佐自身は庠生楊長寧の三女（1773—1812）を娶り、恩貢生⑮象春ら五子・一女を育て、継配杜士林長女（1783—1836）との間の次女を監生賀代盛に嫁がせている等の点から推して、一八世紀末から一九世紀初頭にかけての頃にはすでに相当の資産を擁するにいたっていたものと思われるが、資産形成の具体的経緯は明らかではない。

⑭坤佐の長子⑬景春（1790—1828）は、『宗譜』の孝友類に伝がたてられ、

「景春、字時泰、廷贊（坤佐）公長子、性樸直竭力耕田、事父母下氣柔聲無稍怏、每入城必市甘滑歸命家人手調以進、……中略……、時錫亭（含春）・次桓（象春）兩弟應童子試並有聲、廷贊公望綦切而公尤切切懸盼以期上慰兩親意、每郡試送兩弟行、僕僕往返親負戴於路、……」

とあって、⑬景春が「竭力耕田」家政にあたり、次弟⑭含春・三弟象春の科擧受験に盡力したようである。次子⑬含春（1793—1866）は「業儒」とされ、庠生杜驛芳の次女を娶っている。⑬含春の長子⑭紹衣（1820—1852）は、『宗譜』の孝友類に伝があり、

「邑有淡觀察之子海珊、出仕雲南大守、聞公名延司會計、公至雲南所辦諸務井井有條、海珊奇其才而稱之曰能、適值滇匪蹂躪賊勢猖狂、海珊舉公勸辦糧台、公知人任事辦理協宜、深獲上憲獎勵、得厚貲而歸、計良（銀）千五百有奇、公念諸弟食指浩繁生計維艱、爰出所得金分惠諸弟、俾得俯仰無缺衣食有慶者皆公賜也、」

とあるように、⑭紹衣は雲南大守淡海珊の幕友として會計を担当して才能をみとめられ、推擧されて兵站の業務に協力、与えられた賞与千五百余兩を弟⑭紹洪（1827—1908）・紹中（1830—1882）・紹光（1838—）らに分与した、ということである。淡海珊（樹琪）は、廣安の人で、『新志』卷一一 氏族志に「望溪郷淡家壩淡氏」の條がたてられており、曾祖景符は擧人（1774）・湖北通城縣知縣、父春臺は擧人（1810）・進

士（1820）で江蘇嘉定県知県・山西塩糧道を歴任、祖父含淳の弟含墀、一族の含樸も春臺と同年の舉人、景莘・含培は歳貢、含筠は恩貢で、樹琪（海珊）の次弟樹璜は拔貢（1849）・甘肅渭原県知県、三弟樹嘉は恩貢という当時の廣安県の望族である。樹琪自身は監生で、戸部員外郎・黎平府知府・恩州府知府を経て、咸豊六年（1860）に殉職、太僕寺卿を贈られている。樹琪の父淡春臺は、⑭紹衣の祖父⑫坤佐のために「廷贊（坤佐）先生家傳」<sup>56</sup>を撰しており、『宗譜』卷六に載せられているが、

「公與其配楊孺人相敬如賓偕隱田間、即桓少君之挽鹿車、孟德輝之舉鴻案殆無以過、耕稼之餘閒日以課子爲事、……中略……、其他如立族譜以聯宗誼、修橋道以利行人、施棺槨賑貧窮、矜孤惜寡濟難扶危、凡有善舉、家雖不豊罔弗勉力以行、至擇師教子尊重先生人尤莫及、膏火修金費即不繼亦所弗惜、送子心愈堅而敬師意亦愈篤、至今邑中稱善人莫不以公爲首、以故生丈夫子三、長景春・次含春雖未成名深明義理族黨尊之、三象春即崧榮爲邑名士、現恩貢生候選教諭、孫紹謙亦增廣有聲饗序、後人謹飭恪守孝友、饒有萬石君家法、非盛德之報何以得此哉、……中略……、余與公交數十年、其二子含春・象春又從余游晨夕追陪交誼最深」

と記して⑫坤佐の子孫の昌盛を伝えるとともに、坤佐一族との深いつながりを示している。

⑫坤佐の第三子⑬象春（試名崧榮、字次桓、1796—1880、「恩貢生、候選訓導」）は、咸豊十年（1860）、恩貢生の資格で「廣安州志補修職名」<sup>57</sup>二七名の中に名を列ねており、前述のように父の遺囑をうけて同治四年（1865）廣安蒲氏一族の宗譜の上梓と祠堂建立を首唱、完成に導いている。孫の歳貢生⑮金鱗の撰した「次桓公行述」<sup>58</sup>には、

「王父次桓公、名象春、試名崧榮、號玉台、……中略……、至交朋友尤慷慨信義、凡以緩急求者無不愜意去、一時人以小孟嘗目之、……中略……、年五旬後倦游歸里、會滇匪猖獗四境夷騷衆志倉皇、先生獨以捍患禦災救正人心世道爲己任、有感於邪說者闢之、有困於飢寒者賑之、有子姓渙散者聚之、有潛德未彰者表之、如辨團練籌賑濟舉節孝

置義塚修志書聯譜建祠諸義舉、罔不實心實力行之弗怠、」

と記して、一八五〇・六〇年代、李永和・藍朝鼎起義や太平天国軍西征前後の時期に、⑬象春が、「捍患禦災」世道人心を救正することを己の任として、團練の運営等にあたったことが伝えられている。⑬象春は「小孟嘗」と稱されたということであるが、辛亥革命当時の回想録等に、たとえば叙永鼎興隆場の場主といわれた黄家の子弟で「彼之力量可以集合叙永一帶会党」<sup>(59)</sup>と期待された同盟会員黄方や、「祖父逵九」由農而商、家益致富・「父紹周」是南充文生、又是川北一帶多年的老舵把子」であった四川諮議局副議長羅綸の父羅紹周ら、いずれも清末四川の農村集市市場に君臨し、会党に隠然たる勢力を有していた人たちが、屢々、「有小孟嘗之稱」とたたえられている。<sup>(61)</sup>「小孟嘗」と稱された⑬象春の家業が何であったのか、『宗譜』には何も言及されていないが、おそらく農業・商業を兼營し、農村集市市場・会党を牛耳っていたのではないだろうか。「次桓公行狀」には、また、

「州主亮亭王公一見傾心、嘗語人曰、若蒲公者眞有德士也、後嗣其昌乎、後州主鶴樵沈公亦嘉其行以眞儒風味四字匾之、」

とあり、知州王兆僖（一八五八年任）・沈寶昌（一八六二年任）から「眞有德士也」と激賞され、「眞儒風味」の匾額を贈られたという。知州沈寶昌はまた⑬象春の父⑫坤佐をその一人に含む「三孝子傳」を撰しており、この「傳」は、『（光緒）州志」<sup>(62)</sup>・『宗譜』<sup>(63)</sup>に載せられている。これらの点からみて、⑬象春は、当時の廣安の官界・政界に一目も二目もおかれる存在になっていたことがうかがえる。

⑫坤佐の第四子⑬齡春（1804—1821）は、一八才「未婚」で歿したが、四三年後の同治三年（1864）、⑬齡春の三兄⑬象春が一子⑭紹謙に命じて、その第四子⑮金鷲を⑬齡春の嗣孫として、跡を継がせている。第五子⑬子春（1807—？）は「早歿、無後」。ここで「未婚」・「早歿」の用語についてふれておくと、この『宗譜』の編集は杜撰で、必ずしも厳密な編集方針・用語法が貫徹しているとは言い難いのであるが、結婚年令に達して未婚

のまま死亡した族人について「未婚」、結婚年令に達する以前に夭逝した族人について「早歿」・「早夭」と記されている事例が比較的多いように思われる。

⑬象春の一子⑭紹謙（1818—1879）は增生で、その第三子、歳貢⑮金麟の撰した「本支源流合伝」には、「（象春）子一紹謙、字益六、鱗之皇考也、幼従王父讀盡得其學、長入庠生以優等補增生、四次鄉闈阨於數、繼以體羸遂淡功名、奉親教子足不履城市者三十年、時論高之、」

とあり、父⑬象春とは対蹠的に地味な儒士の一生をおくったようである。⑭紹謙の長子⑮金麒（1836—1909）も庠生である。庠生⑮金麒の四子の中の長子⑯殿疑（1860—1887）は配顧元復長女（1859—？）、殿疑歿時二九才）との間に一子⑰耀星（1878—）、父歿時一〇才）・二女（長適蔣瓊芳・次適譚）をのこして二八才の若さで死亡したが、その配顧氏は再婚している。のこされた一子⑰耀星は、その後、配唐氏（1880—）を娶り、『宗譜』に載せられている最も若い輩行である第一八世（祖字輩）三人の族人の中の二人⑱祖培（1902—）・祖徳（1909—）と一女をもうけている。⑭紹謙の次子⑮金琛（1840—1902）は監生で、その長子⑯殿丞（1861—）、配岳邑增生熊建元女）は、『宗譜』の「採訪宗譜」を担当している。次子⑯殿師（1863—1892、三〇才）・配李維長次女（1861—？）、殿師歿時三二才）の一子⑰耀瀚は「早夭」、一女は潘榮宗に嫁いでいる。⑯殿師が三〇才の若さで死亡した時、男子がなかったが、長兄⑯殿丞の次子⑰耀銓（1886—）が嗣子となっており（時期不詳）、後に『宗譜』の「刊印宗譜」を担当している。⑯殿師の配李氏も再婚（時期不詳）している。なお、⑮金琛の四女の中、第三女は增生彭丹墀に、季女は庠生吳必榮に嫁している。⑭紹謙の第三子⑮金鱗（1844—）は歳貢生で、『宗譜』の「主修宗譜」を担当、『宗譜』續修を主宰している。その長子⑯殿芹（1874—）、配武生譚繼文長女）と次子⑯殿賔（1884—）は、二人で『宗譜』の「校對宗譜」を受け持っている。⑭紹謙の第四子⑮金鷺（1849—）は前述のように祖父⑬象春の弟⑬齡春の撫孫と

なっており、季子⑮金鈴（1855—1891）は、監生曾銘勳の七女を娶っている。『宗譜』の「主修」にあたった歳貢⑯金鱗を筆頭に、續修当事者一五名の中の五名を、紹謙房の子弟が占めており、紹謙房は、当時の蒲氏一族の中でもとりわけ有力な支房であったと思われるのであるが、その紹謙の長房長子⑰殿疑や⑱殿師の嫡室が、いずれも子女をのこして再婚しているのは、生計困難という経済的要因によるものとは考え難い。あるいは当時、歳若く寡婦となった女性の将来を配慮する習わしが、当地の書香の家にあつたのであろうか。

前述したように、生後間もない幼児⑳坤佐をかかえて夫㉑暉をなくした陳氏は、夫の兄㉒叟（1749—1803）の庇護・撫育をうけることもかなわず、実家に身を寄せるほかなかったのであるが、その㉑叟の一子㉓坤輔（1781—1859）は、『宗譜』の年譜と行誼類とに伝が載せられ、それぞれ、

「公性聰慧優才識、貨殖屢中、孝事孀母、……中略……、人皆徒稱其富而不知公實有其德以致之也、」

「坤輔、字德培、少喪父、獨奉母依依孺慕、……中略……、公以中人產持籌算、不數年致富萬金、」

とあるように萬金の産を蓄え、前述のように、亡弟㉑暉の遺族を庇護できなかった父㉒叟とは異なり、寄る辺のなくなった堂伯㉔全（1748—1821）を「迎歸終養」、晩年の面倒をみている。㉓坤輔がこのような産をなしたのは、一九世紀前半のことである。㉕坤輔の次子㉖晉春（1818—1879）は庠生で、『宗譜』の孝友類に伝がたてられ、

「家雄於財、絶不以財自矜、遇人恭而有禮、和顔悦色怡然自下退焉若下及、吁若公者非惟富而无驕、抑亦富而好禮者歟、」

とたたえられている。㉗晉春の長子㉘紹楨（1837—）は監生で、貢生王承炳の次女を娶っている。㉙紹楨についても、『宗譜』の行誼類に伝がたてられ、

「紹楨、字根仙、公性忼爽有才識明大義、尤善於治家、事無大小必親自檢點取與不苟、奢儉合中、經營籌畫動合幾

宜、以故多田足穀日臻富、」

とあって、祖父⑫坤輔・父⑬晉春の代よりも更に資産を殖やしたようである。⑭紹楨の長子⑮金鵬（1859—）は監生で、前出第二支の族人で修譜に貢献「蒲氏之干城」と稱えられた⑭紹孟・後述する第四支の⑭紹夔と三人で『宗譜』の「經修宗譜」を担当しており、『宗譜』續修にあたって相当の経済的貢献をしたものと思われる。⑭紹楨の第三子⑮金科（1867—）も監生、第四子⑮金兌（1891—1908）は配王氏との間に一女のみで、長兄⑮金鵬の第三子⑯殿濤（更名殿瀛、1902—）を嗣子としている。⑬晉春の次子⑭紹宸（1843—1891）は庠生で、「配庠生張以臨長女（1844—1865）」、「繼配蔣卓燠次女（1849—1872）」、又繼配陳氏（1850—1887）、「再娶優廩生鄭茂先四女（1862—）」と前後四人の妻を娶っている。⑭紹宸の長子⑮金嶠（1863—）は監生で、從九品劉上仙の胞妹（1864—1887）を娶り、繼配には陝西甘泉県丞龍小樓の長女を迎えており、⑮金嶠の長女は監生唐一品に嫁している。⑭紹宸の次子⑮金岱（1881—）は、「恩貢生地封朝議大夫淡樹嘉女（1880—1899）、「無出」」を娶っている。前述したように、淡樹嘉は進士・山西塩糧道淡春臺の季子で、殉職して太僕寺卿を贈られた淡樹琪（海珊）の弟である。⑮金岱の繼配は庠生王小曾女（1877—1901）、「無出」、再繼配は蔣聯級女（1882—）で二子をもっている。⑫坤輔の季子⑬宇春（1837—1883）は監生で、その長女は同知銜舒人吉に、次女は監生王天年に、三女も監生李明徳に嫁いでいる。⑬宇春の長子⑭紹潭（1856—1904）は監生張心鏡の女を娶っており、その長女は監生舒元推に、次女も監生王順坤に嫁いでいる。以上のような姻戚関係から推しても、坤輔房は著名な科擧及第者は出していないものの、⑫坤輔・⑬晉春・⑭紹楨ら三代にわたって一九世紀の間に着々と資産を蓄え、廣安で相当の地位を占めるように至っていた、と考えてよいであろう。

へ⑨葦支房へ

前述したように、⑨葦の一女が舉人鄧簡臨の長子以仁に嫁いでいる⑨葦支房の第一〇世は、一子⑩永三（1724—1729）一人で、彼は「何（河）南永甯縣知縣合陽張玉齡孫女」（1723—1800）を娶り、後述する⑪昺・昺の二子と一女があり、長女は、「江南華亭縣知縣李源長孫宗智」に、次女は「福建台壇副將丁夔孫耀先」に嫁いでいる。李源長については、『新志』卷一一 氏族志に「下明月郷官壩李氏」の條があり、李源長の父若夔は康熙年間の歲貢・巴州學正、李源長は舉人（1699）・江南華亭縣知縣、李源長の二子の中の長子昺は舉人（1732）・蒲江縣教諭・山西嘉陽縣知縣、次子昺も舉人（1735）・冕寧縣教諭、孫の宗勉も舉人（1752）・成都縣教諭、宗城は歲貢等々と記されている当時の名門である。丁夔についても同じく氏族志に「下明月郷雙河口丁氏」の條があり、祖父丁顯俊が順治年間に行伍から身を起こして陝西寧羗營游擊にいたり、康熙年間に蘭州で殉難、鎮海竜虎龍軍を贈られており、父禳昌は「以父蔭歷官臺灣鎮總兵世襲恩騎尉」、夔自身は「歷官浙江象山協右營都司封懷德將軍」、夔の弟（孫？）耀榮は夔州協把總など多くの人材を輩出、「歷世以武功顯併州望族」と記されている。

⑩永三の長子⑪昺（1747—1797）は「業儒」と記され、貢生王亮の女（1746—1774）を娶っており、継配も「山西芮城縣知縣南充宋時平孫女」（1754—？）である。次子⑪昺（1752—1790）については、配鄰邑楊氏（1752—1776）・継配合陽文氏（1756—1797）いずれにも実家の身分についての記載はない。第一二世は、⑪昺の一子⑫坤輿と⑪昺の一子⑫坤軾の二人で、⑫坤輿（1771—？）は成都什邡縣教諭渠縣雷思恪の女（1771—？）を娶り、一子⑬夔春と五女があったが、「公夫婦歿葬未載」となっており、⑫坤軾（1774—？）も監生袁伸の女（1774—？）を娶り、一子夔春があったが、やはり「公夫婦歿葬未載」となっている。第一三世は、⑬夔春（1804—？）の年譜に「坤輿子、生嘉慶甲子腊月十九寅時、無後」、⑬夔春（1799—？）の年譜に「坤軾子、生嘉慶己未二月二十二巳時、無後」といずれも生年日時を記されるにとどまり、無後となっている。第九世から第一二世にかけて廣安蒲氏第三支の中でも、最も華やかな姻戚関係が

みられた葦支房は、こうして第一三世で絶えているが、これには嘉慶の動乱の直接的・間接的影響を無視できないように思われる。

〈⑨芬支房〉

⑨芬には、⑩永廣（1720—1767）・永明（1727—1794）・永智（1730—1764）・永聰（1734—1808）・永睿（1736—1782）・永哲（1738—?）・永矩（1752—1804）の七子があり、第三子⑩永智は「業儒」とされている。七子のうち姻戚関係に身分を記されているものをみていくと、次子⑩永明の継配が岳邑庠生郭純修女、第三子⑩永智（「業儒」）が岳邑監生任聯重三女を娶り、その長女が「貴州龍孔（泉） 県知県劉元圭子貢生劉人桂」に嫁いでいる。劉元圭については、『新志』の氏族志に「望溪鄉石荀劉氏」の條があり、劉元圭の父慎は乾隆年間の歳貢・會理州訓導、元圭は舉人（1765）・貴州印江県知県調龍泉県、その子人彦も舉人（1768）・江西會昌・湖北黃梅等の縣の知県であり、人彦の子大煊は進士（1802）・浙江上虞県知県、大煊の子學厚も進士（1814）・翰林院編修掌山西道監察御史出守福建邵武府知府、大煊の從兄大伸は舉人（1788）・通江県教諭など進士・舉人を輩出することになる廣安の望族である。第四子永聰の一女は庠生鄧席齋に嫁いでおり、第五子⑩永睿は庠生孫叔論の次女を娶っており、第六子⑩永哲は、「劉讜次女・雲南蒙化府普珥營千聰劉廣聰妹」を娶っている。劉廣聰についても、『新志』氏族志に、「下明月鄉獅子石劉氏」の條があり、劉廣聰は武舉人（1756）で、雲南景東守備として征苗の戦に陣歿、龍虎將軍を贈られている。この芬支房からは、後に舉人（1901）⑮金萬、舉人（1867）・進士（1874）⑬春銘が出ています。

先ず、舉人⑮金萬にいたる経緯をみると、⑮金萬は、⑨芬の第四子⑩永聰の子孫である。⑩永聰には六子があったが、第三子⑪喁（1763—1806）が⑮金萬の高祖父である。⑪喁の一人子⑫坤杞（1796—1819、二四才）は配游氏（1805—?）、坤杞歿時一五才）との間に一人子⑬福春（1815—1882、父歿時五才）を



残して死去、配游氏は再婚している。⑩永聰の孫は⑫坤杞をふくめて一二人を数えるが、その半数六人が無後になりあとが絶えている。その中には、⑩永聰の第五子⑪旦（1767—1838）の一人⑫坤權（1798—1861、「未婚歿」・「壽六十四」六四才）のように享年六四才「未婚」で無後とされている者、第六子⑪純（1798—?）の長子⑫坤宗（1801—1858、五八才）のように年譜に配・未配についての記載がなく、おそらく未婚のまま五八才（年譜では「年五十六」）の生を終えたのであろう無後となっている者が含まれ、族人に嫁いだ女性で再婚している者も⑫坤杞の配游氏をふくめて三人を数え、嘉慶の動乱の後でもあり、相当に困窮した族人も多かったのではないかと思われるのであるが、父⑫坤杞に兄弟のなかつた⑬福春が、誰の手で育てられ成人したかはさだかでない。⑬福春の一人⑭紹洋（1850—1909）が⑮金萬の父である。⑭紹洋は、『宗譜』の職官類に、「監生、保舉五品銜」とあり、年譜に付された⑮金萬の手になる伝には、

「皇考生有至性、幼讀目數行下、髮逆之乱遂廢讀躬耕春山、暇即好讀史鑑旁及醫卜星相等書、」

とあり、一九世紀の後半に、父⑭紹洋が「廢讀躬耕春山」産をなして監生保舉五品銜の身分を取得するまでにいたり、長子⑮金萬（1869—）を舉人（1901）・浙江補用塩大使に育てあげたのである。次子⑮金萬（1887—）は、庠生諭國賓の胞妹を娶っている。

進士⑬春銘は、⑨芬の第五子⑩永睿の子孫である。⑩永睿の曾孫にあたる春銘の撰した「長華公（永睿）先世叙傳」によると、⑩永睿は「表親劉人彦」が江西省会昌県知県に任命されると招かれて記室となったが、乾隆四七年（1782）会昌で客死したということである。前述したように⑩永睿の三兄⑩永智の長女が劉人彦の兄弟劉人桂に嫁いでいるが、父⑨芬の代の劉元圭一家との具体的な姻戚関係は不明である。父⑩永睿が会昌で客死した後、廣安には長子⑪喚（1761—1798、父歿時二二才）・次子暉（1767—1846、父歿時一六才）・季子香（1773—1850、父歿時一〇才）がのこされたが、季子⑪香が、⑬春銘の祖父である。⑬春銘の撰した「待贈文林郎祖

考次黃公家傳<sup>(65)</sup>には、

「先王父次黃公、諱香、一字九齡、長華公（永睿）季子也、……中略……、年十三、伯兄（暉）售産分爨匿其財、仲兄（暉）日與嫂積不平、公爲調解勸止如初、獨與仲兄分佔炊器數具錢千三百耳、由是家始貧、棄讀蚤聘劉公毓桐女不能娶、出入無所歸、依其從姪萬育公（<sup>12</sup>坤秀）學縫、性不耐未久捨之去、始入城買無貨、學織又無成、居半年復捨去、至是潦倒者數年、後從伯兄處得質販布果郡西南邑稍獲利、年十八乃歸我先王母劉孺人得數頃地、朝耕夜織漸自活、年三十賈於渝忽獲利倍、……中略……、公貿易有遠識、嘉慶中、以上游木綿質美過土産、乃沂綏出周家口裝運以歸、至則土人爭購以爲織、由是乃大獲利、不數年蒲版岳口渝萬廣棉鬻至、大賈雲集、遂世其業、今州人借此謀身家利倍蓰者、皆公開之也、」

とあり、長兄<sup>⑪</sup>暉らとの家産分割で僅かに「炊器數具・錢千三百」しか与えられなかった<sup>⑪</sup>香（当時十三才）は、当初、<sup>⑩</sup>殿俊らの高祖にあたる從姪、葵支房の<sup>⑫</sup>坤秀の家に身を寄せ、裁縫を学ぶことになったが性に合わず放棄、州城に出て織布を学んだがこれもものにならず、零落の青少年時代を過した。三十代に達した一九世紀初頭、廣安土産の棉花よりも質のよい棉花を各地より購入して廣安で販売するという商売をはじめ、大きな利益をあげた。棉花を購入した商品生産者の農民が、廣安伝統の高い技術を活かし「女紡男織」してすぐれた棉布を生産、それを各地に移出するという、一九世紀廣安織布業繁栄の機運を、<sup>⑪</sup>香は先どりして成功、廣安の棉花・棉布貿易に開拓者的役割を果したのである。<sup>⑪</sup>香は、果郡西南邑（順慶府西充・南充）での棉布貿易を成功の端緒としているが、前述した<sup>⑫</sup>坤秀の子<sup>⑬</sup>洪春・寿春らが南充・西充で従事したのも、棉布貿易ではなかったか、と思われる。

<sup>⑪</sup>香には、<sup>⑫</sup>坤璠・坤璵・坤璧・坤晉の四子があったが、季子<sup>⑫</sup>坤晉（1804—1839、庠生）が、<sup>⑬</sup>春銘の父である。母は「誥授修職郎熊光遠三女」（1805—1876）である。熊光遠については、その子熊人縉の伝が

49 『(光緒)州志』・『新志』に載せられており、『新志』卷三〇 卓行志によると、

「熊人縉、字黻堂、監生、茶坪里人、家號素封、敦宗睦族、捐穀置田立宗祠豐蒸嘗、里邨子弟有造者悉代籌培植、咸豐初以穀田百餘倡舉賓興、州牧陸敏杰獎以博施濟衆之額、光緒二年復施穀田百二十石助渠江師課膏火、農部蒲春銘昆弟其甥也、人縉招之家延師課讀卒以成名、其他獨修古城砦對山以爲犄角、徧貸隣族等米穀而無借券、修橋補路靡不傾囊倡之、卒年八十一、贈封朝議大夫、」

と記されている。『新志』卷一一 氏族志に望溪鄉茶坪熊氏の條はたてられておらず、この熊光遠・人縉一家は、所謂乾嘉の間、一八世紀後半から一九世紀前半の頃より台頭・進出してくる新興の鄉村支配者層とも呼ぶべき階層に属するものと思われる。⑫坤晉の長子⑬春澍（1830—）は廩貢生・候選訓導・次子が⑬春銘（1835—1879）で舉人（1867）・進士（1874、二甲第五六名）・戸部主事になっている。季子⑬春澤（1837—）は、「由從九考取國史館騰（膳）錄、議叙塩大使」と記されており、⑫坤晉の長女は歐文濟に、次女は廩生杜雲錦に嫁いでいる。杜雲錦は、『新志』卷二五 仕進志に、「杜雲錦、廩貢、改捐典史歸部選用」と記されている。

⑬春澍は、配呉氏（1831—1864）との間に一子⑬紹玉（1849—1891）・二女があり、⑭紹玉の次子⑮金形（1871—1904）は庠生になっている。継配蔣氏（1849—1873）との間に二子⑭紹璟・紹琦があったが、⑭紹璟（1866—1885）は次弟⑬春銘の嗣子、⑭紹琦（1869—）は季弟⑬春澤の嗣子になっている。⑬春澍は、更に「再娶呉氏」（1853—）との間に⑭紹璣（1884—）・紹玖（1881—1908）二子をもうけている。次弟⑬春銘の配杜氏（1839—1897）は無出で、前述のように長兄⑬春澍の次子⑭紹璟を嗣子にむかえている。⑬春銘は「繼娶周氏」（1853—1879）との間に次子⑭紹璣（1873—）——「監生、捐塩巡檢職、分發廣東代理花県水西巡檢、委辦釐局二次」・季子紹琬（1879—）の二子をもうけているが、出生したのはいずれも⑬春銘の配杜氏（一八九七年歿）在世中のことで、「繼娶周氏」は所謂側室ということであろうか。季弟⑬春澤の配劉氏（1844—1861）は無出、継配夏氏（1848—1899）

との間には一女があり監生陳聘三に嫁いでおり、「又繼配蔡氏」(1853—1887)との間にも一女があつて優貢生周克堃の次子に嫁いでいるが、いずれも男子がなく、長兄⑬春澍の第三子⑭紹琦が嗣子として跡をついでいる。なお、繼配夏氏よりも「又繼配蔡氏」の方が先に死去している。この「又繼配蔡氏」との間の一女の舅周克堃は、優貢生(1873)で「同知銜前署廣西岑溪縣事興安縣知縣候升同知直隸州」の肩書で『(光緒)州志』を主修し、『新志』を私家本として纂修しており、『新志』の氏族志に「上崇義鄉沙溪周氏」の條をたてている。それによると、曾祖父元音は廩貢・登仕郎、祖父は元音の次子朝化、父玉振は附貢・通奉大夫、元音の長子之鼎は歲貢・江北廳訓導、之鼎の子玉書は舉人(1835)・内江縣訓導である。⑬春澤の嗣子⑭紹琦(1869—)は監生で、配龍氏(1868—1890)との間に一女(早夭)、繼配李氏(1867—1900)との間に二子⑮金綬・金墀があり、更に「再繼胡氏」(1878—)・「側室朱氏」(1881—)を娶っている。長子⑮金綬(1894—)は監生李廉泉の女を娶っており、次子⑯金墀(1897—)は⑬春銘の嗣子⑭紹環の嗣子にむかえられ、監生杜佐延の女を娶っている。やや煩瑣にわたつたが、これらの事例からも、生計が窮迫し独身未婚のまま一生を終えて無後となつた族人が簇出している一方で、他方、一部少数の富裕な族人は、「配」・「繼配」・「再繼配」・「側室」等々を娶り、また兄弟の子を嗣子に迎え跡つぎを確保するなどしているのである。

庠生⑫坤晉の第三兄、⑪香の第三子⑫坤璧(1801—1863)には六子があり、長子⑬錦春(1823—1864)は廩生、次子⑭鈞春(1826—1864)は從九品で、『宗譜』の孝友類に伝がたてられ、

「鈞春、字虹江、性濶達好整飭深明大義、諸兄弟食指繁生計日蹙、公使諸兄弟或讀或貿、獨以一身摒擋其間極勤苦無少怨、以是深得父母勸、……中略……嘗宦游中州爲鄉先生潘公司會計、稱其能、潘公深倚之、後家益窘、公恐貽父母憂、復治裝歸理之如初、前後經紀家事合爨二十餘年、皆空拳搏戰無憑藉、人咸稱之、年卅八歲、以積勞卒、可哀也哉」

とあり、一時期、廣安出身の知縣潘公の幕友をつとめたこともあつたようである。⑫坤璧の第四子⑬欽春(183

1——?)は⑪香の長子⑫坤璠(1795——1849)の嗣子に迎えられているが、後に⑫坤璠には、配歐氏(1797——1845)との間に次子⑬銓春(1840——?)が生まれている。この⑬銓春は、年譜に

「銓春、坤璠次子、生道光庚子六月三十日、未婚、同治二年與堂兄釗春貿易秦隴間未歸」

とあり、同治二年(1863)後述する堂兄⑬釗春と秦隴方面に商用の旅に出たまま消息不明となっている。

父⑩永睿の遺産の独り占めをはかった⑪香の長兄⑪暉は、一子⑫坤剛(1785——?)の代であとが絶えているが、次兄⑪暉(1767——1846)については、『宗譜』行誼類に伝がたてられ、

「暉公、字莆田、少喪父事母極孝、與季弟次黃公(香)相友愛、以貿易起家、族中子弟多賴之、」

とあり、年譜にも、

「公剛毅直質、偶事侃侃斷弗稍徇、而待人接物則又肫然有懇摯意、族黨中有窘乏不能自存者必委曲救濟使之得所而後安、以故終公之世無少長咸親畏之、」

とあって、⑪香の次兄⑪暉も貿易に従事して相当の成功をおさめたことが伝えられている。⑪暉の次子⑫坤舒(1807——1855)の一子⑬釗春(1828——?)は、配歐氏(1828——?)との間に三子⑭紹琳・紹瑯・紹環と一女(「適李」)をもっているが、「公夫婦歿葬向失考」と記され、歿年・葬地ともに不明となっている。前述したように⑪香の孫⑫銓春の年譜に、「同治二年、(銓春)與堂兄釗春貿易秦隴間未歸」とあり、また、『宗譜』卷六孝友類 孝女孝婦附に、「蒲歐氏、釗春元配、……中略……、同治二年釗及從弟銓春遠貿秦隴間、值猗亂久不歸、……」とある。同治二年(1863)、堂弟⑬銓春とともに商旅に出たまま消息不明となったのだろうか。⑬釗春の三子については、年譜にそれぞれ、

「紹琳 釗春長子、生咸豐乙卯(1855)十月初三、配 氏生年未載、子一金融、公夫婦歿葬失考」

「紹瑯、釗春次子、生咸豐戊午(1858)十月十二日」

「紹環、釗春三子、生同治壬戌（1862）五月二十一日」

とあって、長子⑭紹琳は夫人の姓・生年、夫婦の歿年・葬地不明、次子⑭紹瑯・季子⑭紹環については生年月日が記されているのみであり、『宗譜』の樓房灣世系図では兩人とも「止」と記され、無後として絶の扱いをうけている。『光緒州志』卷九 列女志節孝に、

「歐氏、蒲釗春妻、年二十九夫歿、孝姑教二子成立、現年五十八、」

とある。夫釗春歿時の歐氏の年齢、男子の数の不一致などに疑問は残るが、おそらく⑬釗春配歐氏と同一人物であろう。⑭紹琳の一子⑮金融は、年譜には、

「金融、字壽昌、紹琳子、生光緒己亥（1899）九月十八、配夏氏生光緒丁丑（1877）十二月十八、女一」と記されている。⑮金融と配夏氏の生年に開きがありすぎ、夏氏が二才年長というのは些か不自然であり、父⑭紹琳の生年とも考え合わせて、⑮金融の生年は誤記ではないかと思われる。

所で、四川辛亥革命で地方独立の先がけをなした榮県の独立は、龍鳴劍・王夫杰・吳玉章ら同盟会員の努力によるものであるが、吳玉章の『辛亥革命』には、独立にあたって、もし榮県出身者が県政を主宰したばあいには紛糾を招きやすいことを考慮して、当時連絡工作のために來県、吳家に逗留していた廣安県の同盟会員蒲洵本人の同意を得て、蒲洵が知事の任に就き、独立を宣言した、とされている。<sup>67</sup>蒲洵の遺子蒲殿敏と杜希哲の口述、及び吳玉章の『辛亥革命』にもとづいて整理された「蒲洵事略」<sup>68</sup>には、

「蒲洵、字金融、號壽昌、四川省廣安縣協興鄉春堡山人、生于一八八八年農曆十月初十日。其父蒲紹琳、自耕農民、作過染匠。蒲洵幼讀私塾五年後、在廣安楊長榮紗号作過学徒、因故離号外出、旅居北京。後來因長期在外奔走的過程中、不斷勤奮讀書寫字、故擅長書畫。光緒末年、在天津經蔡鏗介紹加入同盟會、主盟人爲黃興。嗣後蒲洵先後去日本・英國等地奔走革命。與熊克武・吳玉章關係極爲密切、」

と記されている。蒲洵の字金融、号壽昌、父蒲紹琳という記述と、年譜の「蒲金融、字壽昌、紹琳子」という記載、遺子殿敏の字輩は照応しており、おそらく辛亥革命時の同盟会員・栄県知事蒲洵（字金融）と、年譜の⑮金融とは同一人物であろう。⑮金融の父⑭紹琳は、自耕農民で染匠として織布の染色に従事したこともあり、⑮金融自身も青少年時代に廣安州城の楊長榮紗号の徒弟として働いた経歴があるということ、廣安蒲氏の紡織業との関わりの深さ、当時の廣安における紡織業の占める比重が大きかったことをうかがわせるものである。蒲洵（金融）は、栄県知事ついで「通江知事と軍隊統帯」をつとめた後、一九一三年廣安にもどり、「廣安同盟会党代表鄧榮耕」とともに廣安保衛団の重責をになつていたが、軍閥の団長李樾森に鄧榮耕とともに逮捕され、「農曆八月十四日」（一九一三年九月一日）、廣安北門外北壇で殺害された、という。

第三支の族人は、第九世が⑨葵（1683—1749）ら三名で全員既婚、いずれも跡つぎがある。身分を記された者は武生⑨葵一名で、姻戚には二件身分が記されている。第一〇世の族人は、⑩永盛（1706—1768）ら一名で全員既婚、いずれも跡つぎがある。身分を記された者は增生⑩永盛ら二名、他に「業儒」と記された⑩永智一名、姻戚には、一二件身分が記されている。第一一世の族人は、⑪曜（1729—?）ら三五名、全員既婚で無後となった者三名、身分を記された者はなく、「業儒」と記された者が⑪景（1731—1797）ら五名、他に「耆員」と記された⑪香（1773—1850）一名、姻戚には八件身分が記されている。第二二世の族人は、⑫坤毓（1747—1806）ら七五名で、既婚六二名、未婚二名（⑫坤敏は三三才、嘉慶の動乱の際に遭難、⑫坤權へ1798—1861は六四才）、配・未配についての記載がなく無後となった者一名、その中には⑫坤宗（1801—0858）のように生歿年月日・葬地が明記されながら「無後」とされている者、即ちおそらく未婚独身のまま五八年の生を終えたと思われる者も含まれており、他にも結婚年令に達した後に未婚無後となった者が含まれていないかと思われる。七五名の族人の中、無後は計二四名（既婚無後一名、未婚無後二名、配・未配無記載

一一名)である。身分を記された者は⑪香の季子庠生⑫坤晉(1804—1839)一名、姻戚には一一件身分が記されている。第一三世の族人は、⑬逢春(1770—?)ら一〇七名で、既婚六三名・早歿二名・未婚一六名、配・未配無記載二六名。無後となった者は族人のほぼ半数の五一一名(既婚無後七名・早歿無後二名・未婚無後一六名、配・未配無記載二六名)にのぼり、無後の増加、なかでも未婚で無後となったと思われる族人の増加が顕著である。身分を記された者は、進士⑬春銘(1835—1879)以下一〇名、「業儒」が⑭含春(1793—1866)一名、姻戚には八件身分が記されている。第一四世の族人は、⑮紹青(1800—?)ら一〇九名で、既婚六九名・早歿六名・未婚五名、おそらく未婚者を多数含んでいると思われる配・未配無記載二九名。無後となった族人は既歿者七九名の中の五〇名(既婚無後一〇名・早歿無後六名・未婚無後五名、配・未配無記載無後二九名)で、存命者三〇名を数える第十四世でもすでに第一四世族人のほぼ半数に及んでいる。身分を記された者は、附貢生⑯紹楷(1833—1901)ら八名、「耆員」が⑰紹誠(1832—)一名、姻戚には八件身分が記されている。第一五世の族人は、⑱金熙(1834—1854)ら二二一名、この世代には、『宗譜』續修当時存命とみられる族人が多く七二名を数え、既歿者は四九名である。既歿者の内わけは、既婚三〇名・早歿三名・未婚四名、配・未配無記載一二名で、無後となった者は二七名(既婚無後八名・早歿無後三名・未婚無後四名、配・未配無記載一二名)で、既歿者の半数を上回っている。存命中とみられる族人の中にも、⑲金富(一八四三年生、『宗譜』續修時(以下同じ)六八才)・金貴(一八四六年生、六五才)・金鏐(一八五六年生、五五才)・金橘(一八五九年生、五二才)・金柚(一八六一年生、五〇才)らのように、生年月日が記されているものの、配・未配についての記載がなく、おそらく未婚無後に終るのではないかと思われる族人が含まれている。身分を記された者は、舉人⑳金萬(1869—)ら二二名、「業儒」は㉑金槐(1849—)一名、姻戚には一三件身分が記されている。第一六世の族人は、㉒殿義(1868—1908)ら九七名、進士・法部主事㉓殿俊(1876—)ら『宗譜』續修当時存命者がその大部分を占め、



未成年の者が多い。第一七世は、⑰耀宏（1896——）ら三八名で、⑰耀農（1903——？）一名が早夭と記されている。第一八世は、⑱祖益（1902——）ら三名である。

石版溝第四支（第四支）

⑦愷の第五子⑧遇霖（康熙一六年・1677——乾隆一一年・1746）の子孫である。⑧遇霖の五子五女のうち次女について、年譜に「次適劉誨」とあり、次女が劉誨に嫁いだことが記されている。『（光緒）州志』卷九 列女志 節孝に、

「蒲氏 修職郎劉誨妻、監生蒲遇霖次女、年十七于歸、三載夫歿、子半歲、翁姑不忍青年寡居令再醮、氏矢志守義孝事翁姑忍讓妯娌、撫姪廣量庠生、卒年七十二、」

とあって、年譜には監生とは記されていないが、⑧遇霖は監生で、次女は修職郎劉誨の妻とされている。⑧遇霖の子、即ち第九世の族人は⑨蓉（康熙四八年・1709——乾隆四五年・1780）ら五名で、いずれも既婚者である。第一〇世は、⑩永仙（雍正九年・1731——乾隆三五年・1770）ら一七名で、⑩永常（1738——1755、一八才）を除く一六名が既婚、「遠徙」した⑩永樞（1760——？）と⑩永常の二名があとが無く絶えている。族人に嫁いだ女性の再婚は、次ぎの三件である。

⑩永発（1733——1768、三六才）・配杜應女（1733——？、永発歿時二六才）、子三⑪晬（1756——？、父歿時一三才、配孫氏1756——？、無出・無後）・暢（1758——1794、父歿時一才、配王氏、子二・女一）・映（配談氏、子一・女一適杜、「公夫婦生歿葬地未載」、女一適張俸、「杜改醮」

⑩永宗（「業儒」、1737——1774、三八才）・配楊氏（1740——？、永宗歿時三五才）、子二⑪碧（1740——？、配姜氏1759——？、「子二早歿、公夫婦歿、無後」）⑪玉（1752——？、父永宗歿時存命の場合二三才、無後）・女三（「長適劉、次適大竹県原任湖北當陽知県黄仁、三適太学生楊廣信」、「楊改醮」

⑩永宗の配楊氏（「生乾隆庚申正月二十七丑時」とその長子⑪碧（「生乾隆庚申正月二十六亥時」）の生年月日に無理があり、父⑩永宗の生年、⑪碧の配姜氏の生年、弟⑪玉の生年から考えて、⑪碧の生年に誤伝あるいは誤植があるのではないかと思われるが、いずれにせよ、⑪碧の歿年、早歿した⑪碧の二子の歿年、弟⑪玉の歿年いずれも不明であり、⑩永宗の配楊氏の改醮が、⑩永宗との生別に由来するものであるのか、死別後、それも二子⑪碧・玉のあとが絶えてのことであるのか、推定の手がかりがない。ともあれ、⑩永宗が「業儒」で、⑩永宗の女が知県と監生に嫁いでいる点から推して、永宗房は当時、相当の家柄であったと思われるのであるが、⑩永宗の配楊氏は再婚、二子⑪碧・玉は、跡つぎの嗣子をたてられることなく絶えている。

⑩永柏（1750—1799、五〇才）・配姜氏（1747—？、永柏歿時五三才）、子一⑪琮（「永柏子、遠賀未歸」）、「姜改醮」

⑩永柏と配姜氏とは死別であったとすれば、⑩永柏死去の時、姜氏はすでに五三才であり、その年令での再婚もありえないことではないが、あるいは姜氏はさきに⑩永柏と生別して再婚していたのであろうか。

第一〇世の族人に身分を記された者はなく、姻戚には前述のように⑩永宗の次女・三女の夫が知県・太学生であるほか、⑩永亮の長女が庠生鄧仁滋に嫁している。

第一一世の族人は、⑪鎬（乾隆一九年・1754—乾隆四三年・1778）ら三七名で、配偶者について記載があるのは二七名、残る一〇名には配・未配についての記載がない。無後となったのは一五名で、既婚無後の五名を除き、残る一〇名は、前述の配・未配についての記載がなかった一〇名である。その中、⑪珣は「嘉慶間賊匪滋擾、値軍遠出」・⑪修は「嘉慶間賊匪滋擾、隨軍遠出」と記されており、嘉慶の動乱の影響を示している。前述の⑪琮とほか二名は「遠賀未歸」とされている。族人に嫁いだ女性の再婚は三件で、男子出生後の再婚は一件である。

57 第一一世の族人に、身分を記された者はなく、姻戚では、⑪瀛（1774—1853）が太学生朱興宗の長女、

⑩政（1766——？）が順慶千總張杭の五妹を娶り、⑪濟（1786——1847）の第三女が監生李尚品に嫁している。

第一二世の族人は、⑫坤湛（乾隆三十七年・1772——？）ら五二名で、配偶者について記載がある者三六名、未婚とされている者一名で、一五名には配・未配についての記載がない（歿年不詳一名・生歿年不詳四名）。無後となった者は二〇名で、既婚無後五名、未婚無後一名、残る一四名は、配・未配についての記載がなかった一五名の中の一四名で、残る一人⑬坤玖には嗣子がたてられている。族人に嫁した女性の再婚は四件で、その中三件が、男子出生後の再婚である。第一二世の年譜には、身分を記された族人、姻戚はない。

第一三世は、⑬儀春（道光五年・1825——？）ら七二名で、既婚四九名・早歿一名・未婚二名のほか、配・未配について記載のない者二〇名である。無後となった者は二八名で、既婚無後六名、早歿無後一名、未婚無後二名のほか、配・未配について記載のなかった二〇名のうちの一九名である。この一九名の中、次ぎの二名は生歿年が記されており、⑬錦春（一八七〇——一八九七、二八才）・⑭語春（1827——光緒己七月三〇卯時、最も早い己卯としても1879、五三才）、おそらく兩人とも未婚のまま無後となったものと思われる。一九名の中には、この二名のほかにも、結婚年令に達した後、未婚のまま無後となった者がふくまれているように思われる。残る一名⑬坐春（1858——）は「出外貿易未歸」とあり、生死・子孫の有無ともに不明。族人に嫁した女性の再婚は二件、いずれも男子出生後のことである。第一三世の年譜にも、身分を記された族人・姻戚はいないが、⑬膏春（高春、字興發、1837——1894）について、『宗譜』の行誼類に伝がたてられているほか、「主修宗譜」⑮金麟（第三支、歳貢）の撰した「興發公傳」<sup>(69)</sup>が藝文類に載せられ、

「興發公、諱高春、吾族奇人也、性誠樸、少因家貧不能入塾讀、……中略……、稍長輒知自奮以販油爲生理、日往來於城鄉市鎮獲利僅糊口、人亦莫之奇也、公不識字貿易、人多欺之、然公外誠實而內精明、有見幾之哲擅貨殖之

才、億則屢中、以是得利甚厚、與人權子母通緩急、不看墨以心記之、即數月數年之久手指口誦不爽分毫、未數年遂以此起家致富、人於此始驚其才而稱之曰奇、……中略……、公隆師重道不惜多金以延師、則奇於教子、……中略……、獨惜公以揮霍爲善、家漸中落、人又以公爲不足奇、不知天道報施之理非人所測、迄今栗齋(⑭紹夔)叔偉然繼起、大振家聲、

と稱えられて、一九世紀中葉以降に、⑬青春が販油業に従事して産をなした事、その後、一時、家が中落したが、季子⑭紹夔(1874——)が家聲を振興したことが伝えられている。⑭紹夔は、前述のように第二支の⑭紹孟・第三支の⑮金鵬とともに三人で『宗譜』の「經修宗譜」を担当しており、『宗譜』の續修に際して、⑭紹夔が資金面で多大の貢献をしたこと、それが、第二支の⑭紹孟の父⑬瀨春の場合と同様に父⑬青春が格別の扱いをうけて『宗譜』藝文類に伝記をのせられることに結びついたのである。

第一四世は、⑭紹元(道光一五年・1835——光緒二五年・1899)ら八〇名で、この世代には光緒元年(1875)以降に出生した族人も多く、『宗譜』續修当時存命とみられる者五五名を算え、既死者は二五名、その中、無後となった者は二〇名に達している。その内わけは、既婚無後一名、早歿二名、遠徙(既歿)一名、未婚無後四名で、残る配・未配について記載のない一二名のうち次ぎの二名は生歿年月日が明記され、⑭紹遠(1854——1906、五三才)・紹全(1860——1890、三二才)、いずれも未婚のまま無後となったものと思われるが、この二名のほかにも未婚・無後となった者がふくまれているように思われる。『宗譜』續修当時存命と思われる五五名の中にも、光緒元年(1875)以前に出生した族人に限ってみても、⑭紹有(1857——、当時五四才)・紹順(1862——、当時四九才)・紹徳(1865——、当時四六才)・紹禮(1862——、当時四九才)のようにいずれも配・未配についての記載がなく、独身未婚のまま生を終え、無後となる可能性の高い人々がみられ、第四支の場合も、やはり未婚無後の族人の増加を示している。

族人に嫁いだ女性の再婚は、前述した⑬青春の長子⑭紹富にかかわる一件である。即ち、

⑭紹富（1865—1898、三四才、「葬渠江県」）・配馬氏（1863—？、紹富歿時三六才）、子一⑮金  
 滕（1887—）、父歿時一二才）・女一（長適張・次適胡）、「馬改醮」

の一件で、馬氏の再婚は一子⑮金滕出生後のことである。なお⑬青春（高春）の次子⑭紹契も、「高春次子、生同治辛未（1871）二月十九日、歿葬向失考、無後」と記されており、歿年・葬地もさだかでない。青春房の家聲が大振したのは、このような事情からおしても、⑬青春の代よりも、青春の第三子⑭紹夔（1874—）の代のことであつたと考えられる。

第一四世の年譜にも、族人・姻戚に身分を記された者はいない。第四支出身の『宗譜』續修当事者は、前述「經修宗譜」の⑭紹夔と「採訪宗譜」四人の一人である⑭紹文（1870—）である。⑭紹文については、父⑬發春・祖⑫坤宣・曾祖⑪渭三代の祖先の年譜いずれにも格別の記述はなく、⑭紹文が「採訪宗譜」を担当するにいたつた経緯はさだかでない。⑭紹文は、伯父⑬同春の第三子⑭紹輔（1858—）の次子⑭金業（1886—）を嗣子にむかえており、その後、配談氏（1868—）との間に三子、即ち次子⑭金珩（1890—）・第三子金璃（1893—）・季子金瑀（1905—）と三女（長適鄧・次適唐）をもうけている。無後となった族人が多い中で、十代の後半に早くも嗣子金業をむかえていることから推して、経済的に相当に余裕のあつたものと思われる。

第一五世は、⑮金祐（咸豊八年・1858—）ら五二名、⑮金祐と⑮金龍二名の族人をのぞき、いずれも光緒元年以降に出生しており、既歿者は⑮金禄（1884—1900、一七才）「無後」一名のみである。なお、前出⑮金龍（1853—）、当時五八才）は、配・未配についての記載がなく、おそらく未婚独身のまま高齢を迎えたのであろう。第一六世は、⑯殿諒（光緒九年・1883—）ら五名、第一七世は⑰耀榮（光緒三四年・1908—

——) 一名で、いずれも『宗譜』續修当時、存命である。

棕樹増第五支(第五支)

⑦愷の第六子⑧遇先(康熙十九年・1680——?)の子孫である。⑧遇先は、配田氏との間に、二子⑨蘭(雍正五年・1727——嘉慶一〇年・1805)・菘(「配張氏、遠徙」)と四女(「長適李、次適畢、三適彭、四適岳邑謝」)があったが、年譜に「田改醮」とあり、田氏は二子四女を出産の後、⑧遇先と生別・死別いずれであるかは不明であるが、再婚したようである。第九世の族人は、⑨蘭・菘の二名であるが、⑨菘が「遠徙」したため、第一〇世以降は、⑨蘭の子孫ということにある。第一〇世は、⑩永思(乾隆九年・1744——乾隆五三年・1788)・永慧(1758——?)・永憲(「蘭三子、生乾隆辛巳二月十二丑時、無後」1761——?)の三名で、⑩永憲は、無後となっている。第一一世は、⑩永思の長子⑪淑(乾隆三四年・1769——?)・次子⑪清(1783——1852)と⑩永慧の二子⑪潭(1795——?)、無後)の三名で、⑪潭は無後となっている。第一二世は、⑪淑の長子⑫坤炯(嘉慶五年・1800——?)・次子⑫坤富(1807——?)、無後)と⑪清の二子⑫坤元(1815——1892)の三名で、⑫坤富は無後となっている。第一三世は、⑫坤炯の二子⑬義春(道光六年・1826——?)、無後)と⑫坤元の五子⑫鳴春(1829——1867)・蔚春(1835——1878)・寅春(1838——1883)・新春(1843——1882、無後)・濃春(1851——?)、無後)の六名で全員既婚、三名が無後となっている。第一四世は、⑬鳴春・蔚春・寅春各人の二子⑭紹菁(同治三年・1864——?)、「未婚無後」)・紹華(1864——)・紹貴(1876——)の三名で、未婚無後となった⑭紹菁を除き、二名は『宗譜』續修当時既婚存命、第一五世は、⑭紹華の二子⑮金元(光緒十六年・1890——)・金善(1895——)と⑭紹貴の二子⑮金錫(1906——)・金樹(1909——)の四名、いずれも存命である。第五支の年譜に、族人・姻戚で、身分を記された者はいない。

⑦祥(⑥敏秀の次子、⑦愷の弟。「配許氏、無出。復配姚氏、子遇時。公夫婦生歿葬地俱未載」の子⑧遇時(「字殿選、祥子、配淡氏、子一朝、公夫婦生歿未載、葬茆草溝亥巳向」)の子孫である。第九世は、⑧遇時の一子⑨朝(康熙三九年・1700—乾隆三〇年・1765)、第一〇世は⑨朝の三子⑩永棒(乾隆一四年・1749—?)・永潁(1751—1801、「未配」・「無後」)・永貴(1755—?)、配潘氏、「無後」の三名、第一一世は、⑪順(「永棒子、生乾隆乙未へ1775」六月二十九未時、無後)一名で、第一一世であとが絶えている。第六支の年譜に、族人・姻戚に身分を記された者はいない。

#### 四

蒲殿俊<sup>(70)</sup>は、年譜によれば「生光緒丙子五月十七」(一八七六年六月八日)に出生している。出生年に食い違いがあるが胡重蜀の「蒲殿俊軼事」には、

「蒲殿俊、字伯英(一八七五—一九三四)、祖籍廣安県金廣郷西來村蒲家花園(又名蒲家機房)、出生在廣安県城考棚巷後小胡家岩(原名火藥庫、現為幼兒園)大院(胡駿・蒲伯英都在此啓蒙)。」

と記され、蒲殿俊は廣安県城考棚巷で出生、祖籍は「廣安県金廣郷西來村蒲家花園(又名蒲家機房)」とされている。⑩殿俊の高祖父⑫坤秀の従兄弟で、織布を生業とした⑫坤葳とその第五子⑬桂春について前述したが、たとえば第三子⑬恒春・第四子國春の年譜に、それぞれ、

「(恒春) 公歿同治壬戌冬月十九、壽六十三、(配嚴氏) 俱葬機房灣宅後、」

「(國春) 公歿道光甲午四月初七戌時、年三十三、葬機房灣宅後、(配) 黎改醮、無後、」

とあるように、樓房灣第三支の族人の年譜に、葬地を「機房灣宅後」、「機房灣」と記されている事例が幾つか見ら

れる。樓房増と機房灣との位置関係を明らかに出来ないのであるが、機房灣・蒲家機房と呼ばれるほど、蒲氏（第三支）一族の機房が軒を列べていた地域があったのであろう。嘉慶の動乱後、⑩殿俊の高祖父⑫坤秀は農業と裁縫に、高祖母黎氏は紡績に従事、曾祖父⑬洪春が貿易に従事して成功をおさめ県城に居をかまえた後、坤秀房の機房は、花園に装いを改めたのであろう。いずれにせよ、蒲氏一族と紡績業とのかわりの深さを示すものである。

蒲殿俊は、一八才で童試に冠軍で及第、光緒二三年（1897）に拔貢となり、父⑮金琳（一八九八年歿）・祖父⑭紹楷（一九〇一年歿）の喪に服した後、光緒二九年（1903）に四川郷試に解元で及第、翌三十年には進士（二甲第四一名）に及第している。同年の進士に、後年、四川保路運動の際、特別股東会会長として蒲殿俊とともに逮捕された顔楷（二甲第三名）がいる。この間、戊戌の政変前夜、「戊戌六君子」の劉光第・楊銳に認められ、成都尊經書院の学生であった羅綸らとともに、山長宋育仁が組織した「蜀学会」・『蜀学報』の組織・発刊に参畫した、といわれる。蕭湘の撰した「廣安蒲君行狀」によれば、その時は及第しなかつたのであるが、戊戌（1898）の朝考のため上京中に、戊戌の政変に遭遇して強い感銘をうけ、「時務之学」の必要性を痛感し、翌二五年（1899）に表弟顧鰲とともに廣安城北に「紫金精舍」<sup>(71)</sup>を創設、姐夫胡駿を主講に、南充の張瀾や成都呂翼文・中江彭光弼ら維新派の人々を教員に招き、甘棠書院・培文書院の旧書院系の人々から「紫金派」・「康党」とそしられたが鋭意努力、後に紫金精舍を規範にして三書院を統合した「廣安官立学堂」に発展させ、「廣安学校之興、実由於此、」と称えられている。ここで、進士に及第して華々しい活動を開始する以前、若き日の蒲殿俊の境遇を知る一助として、蒲殿俊と交友関係があつた人物について一瞥しておきたい。

63

蕭湘<sup>(72)</sup>（1871—1940）は、涪州の人。光緒二八年（1902）舉人、胡駿と同年の進士（1903）、三甲第六四名）・刑部主事。蒲殿俊とともに日本に留学。帰国後、四川諮議局副議長。保路運動の際、保路同志会の「京鄂争路代表」をつとめ、蒲殿俊らが逮捕された時、武昌に駐在しており、湖廣總督瑞澂に身柄を拘束されたが、武昌起



義の後、江蘇都督程德全の顧問となった。民国元年には、四川の臨時省議会副議長、翌年第一屆国会衆議院議員に就任している。

羅綸<sup>(73)</sup>（1876—1930）は、西充県群德場羅村溝の人。字は梓卿、原名晉才・原字康候。何一民の「羅綸」には、「其祖先世代業農、曾祖父綉庭『以勤儉積貲鉅萬』<sup>(74)</sup>。祖達九、由農而商、家益致富、」とあり、蒲殿俊家の曾祖父洪春が起家發財したのと時期的に相前後して、羅綸家も曾祖父綉庭が起家發財したようである。父人文（号、紹周）は、西充の名拔貢李培堯門下の生員で、川北一帯に名の知られた哥老会の舵把子でもあった。なお、清末、社会不安の下、四川では生命財産の保全と商品輸送の安全確保のためもあってのことであろう、哥老会に関係した郷紳・紳商層の人物が多数認められるが、李穰「袍哥在西充」<sup>(75)</sup>は、羅綸・蒲殿俊も仁字号の舵把子であったとしている。羅綸は、弱冠一四才で拔擢されて成都尊經書院に入学、宋育仁・駱成驤らに学び、「蜀学会」・『蜀学報』の組織・発刊に参画、戊戌の政変後、彼の才を愛しんだ四川学政吳郁生の忠告をうけ入れて晉才・康候を綸・梓卿と改名・改字、株連を免れたという。光緒二八年（1902）に舉人に及第、その後、西充から諮議局議員に選出され、四川諮議局副議長として、四川保路運動で活躍、「羅綸的演説、蒲殿俊的謀略」とならび稱された。民国期には、大漢四川軍副都督、四川軍事参議院院長、衆議院議員、川北護国軍参謀長、四川善後会議代表等を歴任している。

顧鰲、字巨六は廣安県の人。蒲殿俊とともに紫金精舎の創設に盡力している。前述した蕭湘の「蒲殿俊行狀」に、「與表弟顧鰲」と記されているが、具体的な姻戚関係は不明である。その後、光緒二六年（1903）、蒲殿俊とともに同年の舉人に及第<sup>(76)</sup>。「光緒三十三年（1907）五品警官、宣統元年（1909）統計局副科員兼充憲政編查館考核科」<sup>(77)</sup>、民国期には、約法会議秘書長・政事堂法政局局長を歴任している。<sup>(78)</sup>『新志』卷一一 氏族志には顧氏の條はたてられておらず、また同書卷二三 選舉志、卷一五 仕進志にも、顧鰲の他に顧姓の人物は載せられておらず、一九世紀に入ってから起家した新興の家庭の子弟ではなかったか、と思われる。

胡駿<sup>(79)</sup>（1866—1933）、字葆生。蒲殿俊の姑夫、即ち父<sup>⑮</sup>金琳の姉妹の夫で、前述のように紫金精舎の主講に迎えられている。その後、光緒二六年（1900）に舉人、二九年（1903）に進士（二甲第九七名）に及第、翰林院庶吉士となり、一九〇五年、蒲殿俊ら一九〇三年・四年の進士とともに日本に官費留学、法政大学の速成班を卒業して歸国、翰林院編修兼国史館纂修・京師蜀学堂監督をつとめ、資政院議員（欽選各部院衙門官議員、1910）に選ばれている。保路運動当時、胡駿は、時の内閣總理大臣慶親王奕劻の子弟の師傅でもあったので、在京の宋育仁・顧鰲ら京官とはかつて奕劻に働きかけ、逮捕された蒲殿俊・羅綸・顏楷らの助命に貢献した、といわれる。民国期には、四川省第一屆省議會議長、進歩党四川支部長、北洋政府の交通部次長等を歴任している。

『新志』卷一一 氏族志に「望溪鄉穀邨壩胡氏」の條があり、

「胡氏、本湖廣籍、乾隆中有元智者舉人。居城西關、嘉慶中長裕居九嶺岡副榜合江県教諭、道光中世琛・咸豐中廷勛均州庠、不詳其系。光緒初、立誠居穀城壩誥封中憲大夫監生議叙雲南宜良県典史卒官、子駿光緒癸卯進士選庶常、遊學東洋、授編脩加侍講銜、與白廟之春堂增貢、肇基附生皆其同族、舊有宗祠、題曰太史第、今居北城、」

とあって、一族の祖先の具体的な系譜については、「不詳其系」とされている。胡駿の父立誠は、穀城壩に居住した監生で、『新志』卷二五 仕進志に、

「胡立誠、穀村人、監生、議叙典史指分雲南、光緒初、署杉木和巡檢・石屏州吏目・楚雄永平等県典史、補宜良県典史、」

とあり、父立誠の代に起家して、立誠が監生・典史を捐官するにいたったのであろうか。胡駿の子仲實（名光杰）・叔潛（名光庶）兄弟は、ともに民国初期に前後して天津南開学校工科を卒業、仲實は成都工業専門学校の教員を経て、北洋段祺瑞政府の交通部参事となり、その後、一九三二年に華西興業股份有限公司を重慶に設立、仲實が經理、弟叔潛が總工程師をつとめ、抗日戦争下、一九三九年には中国興業公司の創立に盡力、重慶で抗戦力の強化に貢献してお

り、<sup>(80)</sup> 胡氏起家の背景には、実業の伝統があったように思われる。胡駿・蒲殿俊・顧鰲は、いずれも舉人に及第する以前に姻戚関係で結ばれており、一九世紀に入ってから急速に経済力を蓄え抬頭してきた新興階層の家同士として、お互いに「門當戸對」の姻戚関係を取り結んだのではなからうか。

張瀾<sup>(81)</sup>（1872—1955）、南充の人。父文倬は生員、四子七女があり、長子從善は「務農」、次子濤は生員、季子浦も生員、第三子が張瀾（字表方）で、一八九四年童試に及第、一八九七年に廩生となり、前述のように一八九九年に廣安の紫金精舎に招かれている。一九〇〇年秋、父が死去したために、南充に帰っている。一九〇三年順慶府南充に新学を建設する機運が高まり、「品学兼優」の張瀾が選ばれて日本に留学、東京宏文書院師範科に入学した。歸国後、四川順慶府官立中学堂正教習に就任、折しも羅綸が「齋務長兼国文・歴史教習」であった。一九〇九年、諮議局議員に推されたが固辞、四川保路運動の際には、川漢鐵路公司股東代表臨時会に南充の代表として出席、特別股東会副会長に選ばれ、蒲殿俊らとともに逮捕・拘禁されている。民国期には、第一屆衆議院議員・四川省長・国立成都大学校長・中国民主同盟主席等を歴任。中華人民共和国成立後、中央人民政府副主席・第一屆全国人民代表大会常務委員会副委員長に選出されている。

顏楷<sup>(82)</sup>（1877—1927）、華陽県の人。曾祖父顏朝斌は遵義總兵・湖北提督、祖父海颺は安徽鳳台県知県、父輯祐は河南固始県知県で、上述の人々とは異なり、「世代宦族」の家柄である。顏楷は、一六才の時、清朝廷室の貴族学校「南学」に第二名で入学。戊戌の政変に際しては、犠牲となった父の親友劉光第・楊銳の遺体を引き取り手厚く埋葬したため、心配した父は顏楷を成都に呼び戻したといわれる。師王闈運にその才学を愛された顏楷は、その後、光緒二八年（1902）舉人に、三〇年（1904）、進士（二甲第三名）に及第、日本に官費留学、東京帝国大学で法政を専攻、歸国後、翰林院編修加侍講銜を給された。その後、南学で同窓の廣西巡撫張鳴岐に招かれ、川籍の廣西提学使駱成驤・廣西按察使王芝祥とともに「三賢」と稱えられたという。保路運動の際には、川漢鐵路公司特別股東

会会長に選出され、蒲殿俊らとともに逮捕拘禁されている。妹が四川都督尹昌衡に嫁いていたが姻戚関係に頼ること、また保路運動における功績を政治資本とすることを好まず、民国期には四川公立法政学校校長として教育事業に専念、校長の職を辞した後は、書畫をものして清貧の余生をおくった、とされている。

以上のように、蒲殿俊ら四川保路運動の中心として活躍した維新派（立憲派）の人々は、保路運動に先立つこと十年余り前から、すでに相互に交流があり、結集を深めていたことが認められる。

さて、蒲殿俊は、進士に及第、法部主事になったが、同年、胡駿・蕭湘らの進士とともに日本に官費留学、法政大に在籍した。留学中、一九〇四年秋には、川籍留日学生三百余人とともに四川同郷会を開会し、一同でただちに川漢鐵路「認購之股」のために四万余両を出資すること、また親戚・友人に勧募して三十余萬両を調達することを決議し、連名で川督錫良に川漢鐵路公司をすみやかに開設するよう上書要請しており、一九〇六年には蕭湘・胡駿・鄧錫・吳虞・邵從恩ら川籍留学生とともに「川漢鐵路改進黨」を組織して会長に就任、「川漢鐵路改進黨報告書」（期刊）を発行している。一九〇八年に歸国、法部主事兼憲政編查館行走に任ぜられ、翌九年には、四川省諮議局議長に選出されているが、吳虞らとともに資金五千元を集めて『蜀報』を発刊、蜀報社社長に就任、『白話報』・『西顧報』・『啓蒙畫報』など啓蒙誌紙の発行にも盡力している。四川保路運動に際しては、諮議局副議長羅綸とともに保路同志会の組織化に奔走、旧曆七月一日に川督趙爾豊に逮捕拘禁され、九月七日釈放された後、大漢四川軍政府都督に就任したが、兵変で失脚した。一九一一年（民国元年）、衆議院議員となり、一九二二年には上京して、梁啓超・湯化龍らと民主党を組織し、翌一三年には共和・民主・統一三党で進歩党を結成、その七理事の一人となり、一九一七年段祺瑞内閣の内務部次長兼北京市政公所督辦となったが、政情に失望して四ヶ月で辞職、その後は、北洋政府の教育部長就任の要請も謝絶して、文化活動に専念している。五四時期に、『晨報』の總編輯に就任、李大釗らの協力の下に『晨報』副刊を改革し、「自由論壇」・「譯叢」のコラムを増設しており、一九二二年の「新中華戲劇協社」の設立、月刊『戲劇』の

創刊、「人藝戲劇専門学校」の創立に盡力したといわれる。一九二七年、老母李氏奉養のために廣安に歸ったが、當時、廣安の杜仰山・黃守仁らとともに、江津・南充の絲業界の名士常俊明らとはかつて「廣合絲廠」を設立して廣安の栽桑・養蚕事業の発展に貢献、また「醒鍾染織廠」・「敬梓齋（新式木器廠）」の開設を主導するなど紡織業を中心として廣安の工商界との深いつながりを示している。一九三一年軍閥楊森に追われて重慶に遷居した後は、袂背舖「養拙齋」を開いて「賣字鬻文」、隱遁の日々を送っていたが、一九三四年春老母李氏の最後を看とり葬儀をすませた後、一〇月北京に戻って間もなく、一〇月二八日、北京首善医院で病死している。蒲殿俊の長子耀文・次子耀揚は、一九四〇年八月二日、日本軍の空襲に遭い、母胡氏（一八七六年生、六五才）を扶けてのことで、「行動蹣跚」、避難がおくれて全員爆死、空襲の犠牲となった、とのことである。<sup>(83)</sup>

## 五

蒲氏一族の族人に嫁ぎ、その後には再婚している女性の事例を表Vに示したが、年譜にみられる全八六件の中、跡つぎの子に恵まれなかった女性が再婚している事例は三八件にすぎず、過半数に達していない。<sup>(84)</sup>『宗譜』には、再婚した女性については、「改醮」・「再醮」とその女性が再嫁した事実を記すにとどまり、夫と生別・死別のいずれであったかについても記載がないのであるが、おそらく三八件の中の大多数は、夫に先立たれ、頼みとすべき跡つぎの実子もなく、経済的にも寄る辺を失ない、婚家を去り再婚せざるを得なかった女性であろう。

跡つぎの男子をもうけた女性の再婚が過半数の四八件を占めているが、これもおそらく夫との死別後のものが大部分を占めているのであろう。しかし、夫に先立たれ、吾が子にも先立たれたことであつたのか、婚家に子女をのこしての再婚であつたのか、亡夫との間の子を携えての再婚であつたのか、再婚時期・具体的な事情を確かめるすべ

はない。『宗譜』には、蒲氏に嫁いだ後、再嫁した女性については、本文で述べた第二支⑬瀬春の「又配蔣氏」（蒲氏の修譜・建祠に貢献して「蒲氏之干城」とたたえられている⑭紹孟の生母）の場合を唯一の例外として、他の女性には再婚の事実を記す以外に筆を割いていない。しかし、『宗譜』の孝友類には、族人の子弟の父母への孝養をたたえる記述の中で、

「坤燾、字覆照、性篤厚事父母孝、……中略……、逮事繼母趙朝夕問視視母在日有加、初趙適陳氏、有子長慶貧甚、母以爲憂、公欲博母歡待之厚、嘗私出錢使買、父讓之、」

と記して、第二支の監生⑫坤燾が、母張文高四女（1737—1799）の歿後、父⑪昇（1737—1821）が迎えた繼母趙光文長女（1742—1826）の前夫陳氏との子である貧しい陳有慶を手厚く遇し、繼母趙氏にも孝養をつくしたことを伝え、また、

「桂春、字月亭、性和厚、少承父母教出入維謹、父母愛之、母亡哀毀過甚幾不起、事繼母黃・何並以孝聞、……中略……、繼母何初適白氏、有子三俱幼弱無所依、公爲白於母、與同室居教之成立、」

と記して、第三支の族人⑬桂春が母夏鐸長女（1770—1814）の歿後、父⑫坤蔵（1770—1834）が迎えた繼配黄氏（1781—1830）・再配何氏（1781—1866）によく事え、繼母何氏（前夫白氏）の「連れ子」三人を成人するまで撫育したことを伝え、蒲氏に再嫁した女性の前夫の子女の貧しい境遇にふれている。蒲氏に嫁ぎ子女をもうけた後、他姓に再嫁した女性の場合にも、この趙氏・何氏と同様の事情がみられたことであろう。<sup>(85)</sup> 無子・無出の女性の再婚であれ、子女をもうけて後の再婚であれ、夫に先だたれ、経済的に寄る辺のなくなった貧しい女性の再婚が、全八六件の多くを占めているのではないか、と思われる。しかし、すでに本文でも述べたように、蒲氏宗譜の最初の上梓・建祠を首導した恩貢生⑬象春の曾孫で、『宗譜』續修を主修した歳貢生⑮金鱗の長兄⑯金麒（庠生）の長子である⑰殿疑（二八才歿）の配顧氏（殿疑歿時二九才）が、一子⑱耀星（父歿時一〇才）・二女をもうけた

後に再婚、同じく⑮金鱗の次兄で監生の⑮金琛の次子である⑯殿師（三〇才歿）の配李氏（殿師歿時二八才）が、一子⑰耀翰（早夭）・一女をもつけた後に再婚、⑱殿師の嗣子には、長兄⑲殿丞の次子⑳耀銓（「刊印宗譜」担当）がむかえられている場合のように、いずれも経済的な窮迫が再婚の要因であったとは考え難い事例もあり、個々の女性の再婚をめぐる事情については、軽々の憶測はひかえるほかないが、それにしても、跡つぎの子女をもうけた上での再婚が、全事例の過半数をこえる四八件を占めていたことは、全く予想外の数字であり、参考までに敢えて繁雑な表を附した次第である。

一九世紀の初頭に棉花・棉布の貿易で産をなした、進士⑲春銘らの祖父⑰香（1773—1850）をはじめとして、貿易で産をなした進士⑱殿俊の曾祖父⑲洪春、修譜・建祠に貢献して「蒲氏之干城」とまで稱えられている⑲紹孟、東郷（宣漢県）で貿易に従事して成功「吾族之卓卓者」・「我宗人法」と絶賛されている⑲金愨等々、廣安蒲氏一族は、一九世紀に入ってから目覚しい発展をとげ、二〇世紀初頭、四川諮議局の議長として活躍する進士蒲殿俊を出すにいたったのである。この蒲氏一族の急激な進出は、庠生・監生から舉人・進士にいたる身分取得の趨勢の上にも如実に現れており、表Iに示した清代蒲氏一族の身分表をみても明らかのように、ほぼ一八世紀末・一九世紀初頭の時期にあたる第一二世・第一三世の族人（それも生年からみて一九世紀に成人として活躍する族人）以後の族人が、全体の九割を占めている。蒲氏一族の官職を、『宗譜』の官職類について表示してみると、表IIの如くさらに歴然となり、官職取得者は、全員、第一三世以降の族人、それも一九世紀後半以降に活躍する族人によって占められているのである。

これは、中国各地から品質のよい棉花を購いつけて、商品生産者の農民が「女紡男織」、長い伝統に培われた廣安の高い技術によって優れた棉布を生産し、外地に輸出販賣するといふ廣安棉布業の発展、また棉布をはじめとして阿片・製紙・桐油等々商品作物の栽培・小商品生産が一九世紀、とりわけその後半期に発展した趨勢と照応するものである。

しかし、このような廣安蒲氏族人の経済的発展・政治的進出は、決して廣安蒲氏一族全体の隆昌を意味するものではなく、一方で富裕で著名な族人を産み出した一九世紀は、他方で経済的に窮迫し跡つぎもなく無後となった族人、結婚もままならず、未婚独身のまま苦難の長い人生をおえて無後となることを余儀なくされた族人を多数産み出した一九世紀でもあった。表IIIに、蒲氏六大支派の各世代族人数、無後となった族人数を表示したが、清代蒲氏一族の族人（男性）千七百人余りの中、約五百人が無後となっているのである。本文で各支派について検討・指摘したように、一九世紀初頭前後の頃より、無後となった族人、とりわけ未婚無後の族人の増加がみられるのであるが、世代（輩行）でみると、第一二世前後からということになる、しかし、世代（輩行）別に検討することは、厳密には必ずしも適切ではない。たとえば第一五世についてみると、最も生年の早い⑮金聲（一八一八年生）と最も遅い⑮金鑫（一九一九年生）との間には、生年に百年余りの開きがある。この二人は、ともに第二支の族人で、⑩永善（1704—1744）を共通の祖としており、枝分れして五代の間に、生年に百年もの差が生じている。<sup>(86)</sup> 全体的には、これほどの極端な開きは生じていないのではあるが、無後となった族人を世代（輩行）別に検討するのではなく、生歿年を手がかりとして検討できるならば、身分取得者の場合と同様に、より明確に一九世紀とりわけ後半期の特徴を指摘しうる筈である。しかし、無後となった族人には、歿年不詳・生歿年不詳の族人も数多く、生歿年を手がかりとして時期別に検討・総括することはできなかつた。族人が嗣子を迎えている事例は、表IVに示したように、年譜によれば僅かに三三件にとどまる。しかもその中の八件は、嗣子を迎えた後に、嫡室、継室あるいは側室が実子を出生しており、嗣子によって跡つぎを確保するという役割を実質的に果している事例は二五件、無後となった族人数約五百名の五％にすぎない数字である。表IVの備考欄からうかがえるように、嗣子を迎えている族人は、貿易で産をなした⑬洪春、進士⑬春銘、東郷で商業に従事して成功した⑮金鮪の次兄⑮金鯉（「耆員」紹誠次子）らのように裕福な族人が大部分を占めており、嗣子をたてることは、蒲氏一族の中の、一部少数の富裕な族人にのみ可能であった、いわば特権的な事柄と



なっていたのであり、男子に恵まれなかった一般の族人、結婚すらままならなかった未婚独身の貧困な族人は、跡つぎをたてることもできず、無後となるほかなかったのである。一九世紀、とりわけその後半以降の時代は、嫡室のほかに側室を娶り、継室、再継室を迎え、嗣子をたてて跡つぎを確保することも可能な一部少数の恵まれた族人が益々富裕となる一方で、他方に跡つぎもなく無後となる族人、未婚独身のまま辛苦の一生を終えて無後となる族人が増加するという事実にも現われているように、蒲氏一族の中に、いわば質的な貧富の階層分化・両極分解が急激に進行した時代でもあったのである。

- 1 鄭勵儉編著『四川新地誌』（正中書房、一九四七年）、第三編區域地理志 第一章盆地内部 第二節川北淺丘区 三三九——三三五頁、
- 2 東亞同文會『支那省別全誌』第五卷 四川省（東亞同文會、一九一七年）、一三七——一三九頁。東亞同文會『新修支那省別全誌』第一卷 四川省《上》（東亞同文會、一九四一年）、八五二——八五五頁。
- 3 前掲『四川新地誌』三——一〇頁、
- 4 李寰「憶蜀海叢談作者周詢先生」（『四川文獻』六二期、一九六七年一〇月）二〇——二三頁、
- 5 周詢『蜀海叢談』卷一 制度類上 各廳州縣。なお、劉子揚編著『清代地方官制考』（紫金城出版社、一九八八年）に附載された（附一）「全国各省府・州・県官缺一覽表」では、廣安州の官缺は「繁一字簡缺」となっている（五一—三頁）。この表は、清代嘉慶初年に作成されたと推定されている吏部檔案（中国第一歴史檔案館所藏）に依據している。本稿では、清末に廣安州知州をはじめ四川各地の知県を歴任したという周詢の『蜀海叢談』に従った。
- 6 前掲『四川新地誌』七頁。
- 7 前掲『蜀海叢談』卷一 制度類上 各廳州縣、
- 8 注7参照、
- 9 周克苴纂修『廣安州新志』四三卷首一卷、光緒三三年修・宣統三年刻本・民国一六年重印本。（以下、『新志』と略記）
- 10 『新志』卷一二 土産志 穀之屬、
- 11 前掲『新修支那省別全誌』第一卷、八五四頁。
- 12 前掲『四川新地誌』三三四頁、
- 13 周克苴『增修（光緒）廣安州志』一三卷首一卷。光緒一三年刻本（以下、『（光緒）州志』と略記）、
- 14 『新志』卷一三 貨殖志 物類 布帛、

- 15 游時敏『四川近代貿易史料』（四川大学出版社、一九九〇年）一一、棉布貿易 一八五・六頁、及び前掲『支那省別全誌』第五卷一三八・九頁參照。
- 16 前掲『新修支那省別全誌』第一卷 八五三・四頁、
- 17 前掲『四川新地誌』三三四頁、
- 18 毛毛（蕭榕・鄧榕）『我的父親 鄧小平』（中央文獻出版社、一九九三年）四六頁、
- 19 前掲『我的父親 鄧小平』五 族宗尋迹 二三——三一頁、九 我的爺爺 四六——五三頁。
- 20 『新志』卷一一 氏族志 望溪鄉姚平鄧氏、
- 21 新村容子「清末四川省におけるアヘンの商品生産」（『東洋學報』第六〇卷三・四号）一八九頁、
- 22 『新志』卷一三 貨殖志 物類 煙土、
- 23 前掲『四川近代貿易史料』一四 紙張貿易 二二八——二三六頁、
- 24 隗瀛濤・趙清主編『四川辛亥革命史料』下卷（四川人民出版社、一九八二年）六一一頁、
- 25 蒲金鱗續修『廣安蒲氏續修宗譜』六卷・五冊、宣統二年刻本、（以下、『宗譜』と略記）、
- 26 『新志』卷一一 氏族志 望溪鄉春波山蒲氏の條參照、
- 27 宣德年間（宣德二年・五年・八年）の進士に、蒲姓の進士はいない（朱保炯・謝沛霖『明清進士題名碑錄索引』參照）。
- 28 「時存誠（⑩永信）公有志家乘溯源莫由、亟請於公、公爲一一剖陳親者疎者以及散處他方者、生歿葬地靡不指掌瞭如、是譜雖未及梓行、其支分派衍昭穆得以不紊者資公之說爲最多焉、」（『宗譜』卷二 七世年譜 性）
- 29 『宗譜』卷一 存誠（⑩永信）「原序」、
- 30 『宗譜』卷一 崧榮（⑬象春）「原序」、
- 31 本稿では、年令の計算は「数之年」によった。『宗譜』が基本的に「数之年」によっているため、引用史料の年令と本稿（年令との齟

齋をできうる限り避けようとしたことによる。『宗譜』の年令には、「数之年」と一致しない事例も屢々みられたが、それは「数之年」と「満年令」との混用によるというよりも、年次記載が「光緒甲子十月」の如くに干支によっており、干支から年令を数える際の、計算間違いによるのではないかと思われる間違いが多かった。

- 32 『宗譜』卷一 用周(⑩全)「原序」、
- 33 前注30、参照
- 34 『宗譜』卷六 從姪孫春銘「用周公家傳」、
- 35 『宗譜』卷一 崧榮「原序」、
- 36 『宗譜』卷一 用周氏謹識「字班小引」、
- 37 『宗譜』卷一 金麟「續修蒲氏宗譜序」、
- 38 『宗譜』卷一 「續修蒲氏宗譜職事名字列左」、
- 39 「其夫死再醮、與有子而改醮者、通不書卒、蓋母出與廟絕、雖有後義不之絕之也、」(『宗譜』卷一 凡例)
- 40 『宗譜』卷六 曾孫春銘「長華公先世叙傳」、長華公(⑩永睿、字長華)は、『宗譜』では永睿、また永睿とも刻されている。睿・睿は、おそらく睿の訛字ではないかと推定して、本稿では永睿としておいた。
- 41 『宗譜』卷六 紹楷「本支叙傳」、
- 42 『宗譜』卷六 節烈類 張孺人。同卷六節烈類 附烈女 蒲丁姑。同卷六 忠義類 坤敏・坤倫・巳春、
- 43 『(光緒)州志』卷八 人物志 忠義 蒲坤倫。同卷九 列女志 貞烈 蒲丁姑、
- 44 『宗譜』卷六 男紹楷「瑞山公家傳」、
- 45 『新志』卷三〇 卓行志 蒲洪春。『新志』では、「客果州、解囊金三百助文廟祀」とあり、醮出額は三百両とされている。
- 46 『宗譜』卷六 男紹楷「潘孺人傳」、

47 ⑬洪春の生歿年は、年譜では「(洪春) 生乾隆乙卯(1795)二月初三亥時、……中略……、公歿道光乙未(1835)四月十七酉時、年四十二(四十一?)」となっている。「潘孺人伝」には「至道光丙申(1836)、(洪春) 公以勞疾不諱」とあり、年譜と歿年がいちがっている。歿年が道光丙申であれば、享年は数え年四二才になる。

48 ⑬洪春の第三兄⑬玉春には四子二女があった。⑬玉春の長子⑭紹桂には四子一女があり、一女は庠生聶鏞に嫁いているが、⑭紹桂の四子のうち長子⑮金熙以下三人は無後(既婚無後二名。早歿一名)で、季子⑮金勳にのみ、四子一女がある。⑬玉春の次子⑭紹樾は、⑬洪春の嗣子である。⑬玉春の第三子⑭紹極には二子一女があり、長子⑮金焜は一子一女で、次子⑮金煬は既婚無後である。⑬玉春の季子⑭紹模も既婚無後である。これら玉春房にのこった⑭紹桂・紹極・紹模ら三兄弟・その子弟には、年譜に身分を記された族人はなく、嗣子をたてられている者もない。それにひきかえ、⑬洪春の嗣子となった⑭紹樾の場合は、二子⑮金樞(例貢)・金品(從九・例授登仕佐郎)ともに年譜に身分を記されており、⑮金品は兄⑮金樞の季子を嗣子としてむかえ、その後、側室が実子二人をもうけるなど、玉春房と洪春房の子弟の境遇に大きなちがいがあったことを示している。

49 『(光緒) 州志』 卷九 列女志 節孝には、「胡氏、例貢蒲金樞妻、年二十九、夫歿、守節奉姑教育子女、卒年三十五」と記されている。

50 『宗譜』 卷一 崧榮「原序」、

51 『(光緒) 州志』 卷首 廣安州志增修職名、州志增修職名 同治十二年。

52 『宗譜』 卷六 崧榮次桓「月亭公家傳」、

53 ⑫坤蔵の長子⑬萬春(1791—1848)は、配戴氏(1789—1832)との間に一子(紹興)一女。側室馬氏(1793—?)は無出で「馬再醮」。⑬萬春の一子⑭紹興(1817—?)は配姜氏との間に一女のみで、「姜改醮、無後」となり⑬萬春房は絶えている。⑫坤蔵の次子⑬喜春(1797—1850)は、配廖氏(1808—?)との間に二子(紹陽・紹煜)があったが「廖改醮」、⑬喜春の長子⑭紹陽(1835—1857)は享年二三才で「未婚無後」、次子⑭紹煜(1841—1864)も享年二四才

で「未婚無後」、⑬喜春房も絶えている。⑫坤蔵の第三子⑬恒春（1800—1862）は、配嚴氏（1804—1856）との間に四子（紹倫・紹禹・紹槐・紹旭）・四女。⑬恒春の長子⑭紹倫（1822—1878）は配歐氏との間に一子⑮金鎰（1846—？）があったが、⑮金鎰は「歿葬失考」とされ無後。次子⑭紹禹（1827—？）は「公夫婦歿葬失考」とされ無後。第三子⑭紹槐（1845—1880）は享年三六才で「未婚無後」。⑭紹旭（1847—1902）は配楊氏（「生年失考」）との間に一子⑮金榜（1888—）がある。⑫坤蔵の第四子⑬国春（1802—1834）は配黎氏（1803—？）との間に一女のみで、「黎改醮、無後」となっており、季子⑬桂春房を除く、⑫坤蔵の長子⑬萬春・次子喜春・第三子恒春・第四子国春ら四房のあとをついで、『宗譜』續修当時存命しているのは、結局、恒春房の⑮金榜ひとりで、他の子弟はひとりも嗣子をたてられることなく、あとが絶えている。

⑫坤蔵の季子⑬桂春（1805—1866）は、配周氏（1811—1880）との間に四子一女がある。⑬桂春の次子⑭紹誠は「耆員」で、『宗譜』の「督修宗譜」をつとめ、その第三子が、東郷で貿易に従事して成功した⑮金鮪で、⑭紹誠の次子⑮金鯉（三八才歿）は配向氏との間に二女のみで無後となる所であるが、⑭紹誠の長子⑮金鯨の第三子⑯殿正を嗣子にむかえている。⑬桂春の第三子⑭紹祺は、東郷で数万金の産を蓄え「我族之卓卓者也」とたたえられている⑮金愨の父である。なお、⑬桂春の長子⑭紹先（1830—1866）は配楊氏との間に四子二女、季子⑭紹億（1853—1865）は「年一三歳早亡」。

⑬萬春ら兄四人と、季弟⑬桂春とでは子弟の境遇に大きなちがいがあり、「（桂春）公少貧、諸兄俱析爨……」とある「公少貧」は、必ずしも誇張とは思われず、⑬桂春・⑭紹誠・⑮金鮪・金愨ら三代の努力で、桂春房の家聲が振興したものと思われる。とはいえしかし、⑬桂春らの父⑫坤蔵（1770—1834）は、配夏鐸長女（1770—1814）との間に⑬萬春・喜春・恒春・国春・桂春の五子と一女をもうけた後、継配黄氏（1781—1830、無出）・再配何氏（1781—1866、無出）をむかえており、文字どおり「公少貧」であったとも、考えがたい。

54 嘉慶年間に、丙午の歳はない。

55 『宗譜』卷六、孫崧榮「旌表節孝蒲母陳孺人傳」、同卷六 金麟「本支源流合傳」参照。

- 56 『宗譜』卷六 淡春臺星亭「廷贊先生家傳」、
- 57 『(光緒)州志』卷首 州志補修職名 咸豐十年、
- 58 『宗譜』卷六 金鱗「次桓公行述」、
- 59 楊兆蓉「辛亥革命四川回憶錄」(『近代史資料』一九五八年第二期)二九頁、
- 60 吳晉航「四川辛亥革命見聞錄」(『辛亥革命回憶錄』第三集、中華書局、一九六二年)一〇九頁。何一民「羅綸」(『四川近現代人物傳』第四輯、四川大學出版社、一九八七年)一〇四頁、
- 61 拙稿「辛亥革命と民衆運動——四川保路運動と哥老会——」(『講座中国近現代史』第三卷、東京大學出版會、一九七八年)參照
- 62 『(光緒)州志』卷一一 沈寶昌「三孝子傳」
- 63 『宗譜』卷六 沈寶昌鶴盟「三孝子傳」
- 64 『宗譜』卷六 曾孫春銘「長華公先世叙傳」
- 65 『宗譜』卷六 孫春銘「待贈文林郎祖考次黃公家傳」
- 66 『(光緒)州志』卷八 人物志 懿行 熊人縉、
- 67 吳玉章「辛亥革命」(人民出版社、一九六九年)一二九頁、
- 68 「蒲洵事略」(中國人民政治協商會議四川省廣安縣委員會編『廣安文史資料選集』第一輯、一九八一年)二二——三頁、
- 69 『宗譜』卷六 金鱗「興發公傳」
- 70 胡重蜀「蒲殿俊軼事」(中國人民政治協商會議四川省廣安縣委員會編『廣安文史資料選輯』第四輯、一九八八年)三五——四四頁。蒲殿俊については、前出の蕭湘「廣安蒲君行狀」、黃綬「保路運動領導人蒲殿俊」(成都市政協文史資料委員會編『辛亥四川風雷』、成都出版社、一九九一年)六一——九九頁。成都市政協文史資料研究委員會整理(米慶雲同志執筆)「四川保路運動的領導人蒲殿俊」(中國人民政治協商會議四川省成都委員會文史資料研究委員會編『成都文史資料選輯』第一輯、一九八一年)四九——八三頁。「蒲殿俊事略」(前出

『廣安文史資料選集』第一輯)二四——三五頁。林頓・何一立「蒲殿俊」(四川省地方志編纂委員會省志人物志編輯編・任一民主編『四川近現代人物傳』第二輯、四川省社會科學院出版社、一九八六年)九一—九六頁。林頓・何一立「饒有黃花晚香的蒲殿俊」(四川省政協文史資料研究委員會・四川省文史館編『四川近現代文化人物』、四川人民出版社、一九八九年)一八一——一九〇頁。文守仁「蒲殿俊傳」(周開慶編著『民國四川人物續傳』四川文獻研究社、一九七六年)一二八——一三〇頁等參照。

71 『新志』卷二〇 學校志 書院には、「紫金精舍、光緒己亥、署州會傳潛建、即玉皇觀舊僧田充公用並提興國寺田租入之、爲今編修胡駿前日講學處、甲辰改爲小學堂」。紫金精舍は、蒲殿俊・顧鰲らが創設、署知州會傳縉がこれに協力し、創設名義人となったのであろうか。

72 蔣松「蕭湘」(前出『四川近現代人物傳』第六輯、四川大學出版社、一九九〇年)二二三——二二六頁。黃綬「四川保路・獨立運動人物表」(前掲『辛亥革命回憶錄』第七集、文史資料出版社、一九八二年)三二一——三四五頁。

73 前注60參照。成都市政協文史資料研究委員會整理(鄒趣濤同志執筆)「四川保路同志會的組織者羅綸」(前掲『成都文史資料選輯』第一輯)八四——一一頁。黃綬「保路同志會組織者羅綸」(前掲『辛亥四川風雷』)一〇〇——一二四頁。何一民「羅綸」(前掲『四川近現代人物傳』第四輯、一九八七年)一〇四——一一〇頁。

74 何一民が引用している黃綬「羅梓卿先生行狀」は筆者未見。

75 李穠「袍哥在西充」(中國人民政治協商會議西充縣委員會文史資料研究委員會編『西充縣文史資料選輯』第五輯、一九八六年)五〇——五七頁。

76 『新志』卷二三 選舉志 大清舉人、

77 『新志』卷二五 仕進志、

78 劉壽林編『辛亥以後一七年職官表』(中華書局、一九六六年)六二七——六二八頁

79 「胡駿事略」(前掲『廣安文史資料選集』第一輯)三六——三七頁。「資政院議員名錄」(張朋園『立憲派與辛亥革命』、中央研究院近代



史研究所、一九六九年）三一九頁、

80 伍志安「胡仲實」（前掲『四川近現代人物傳』第四輯）一九一——一九四頁、

81 崔宗復編著『張瀾先生年譜』（重慶出版社、一九八五年）、馮維綱『張瀾』（四川人民出版社、一九九一年）

82 鄒辛士・胡恭叔「顏楷事略」（前掲『成都文史資料選輯』第一輯 一六一——一七一頁、前掲『辛亥四川風雷』一九七——二〇八頁にも轉載）。吳紹伯「顏楷」（前掲『四川近現代人物傳』第四輯）一九七——二〇二頁。張耀樞「書法家顏楷」（前掲『四川近現代文化人物續編』、四川人民出版社、一九八九年）四七四——四七八頁。

83 前掲胡重蜀「蒲殿俊軼事」四四頁。『宗譜』の年譜には、「殿俊、字伯英、金琳長子、由選拔中癸卯科解元、甲辰進士、現官法部主事、生光緒丙子五月十七、配胡氏生光緒丙子六月二十七、子二耀祓・耀光過繼殿才爲子、女四」と記され、長子は耀文ではなく耀祓となっている。次子耀光は殿才の嗣子に迎えられており、耀揚は第三子であろうか。なお、蒲殿俊の季女について、胡重蜀は「幺女蒲耀琼、女婿董霖、曾任駐荷蘭公使」と記している。

84 第四支の族人⑫坤成の配王氏・⑬坤徳の配陳氏は、年譜では、表Vにあげたように、いずれも「改醮」と記されているが、『宗譜』巻六の節烈類には、それぞれ、「王孺人、坤成元配、公歿壬年三十八歳、矢志守節、撫子成立、卒年九十」、「陳孺人、坤徳元配、公歿陳年二十七歳、矢志守節、撫子成立、歿年三十六歳」とあっていずれも「矢志守節」と記されており、年譜と記述がくいちがっている。前者王氏の場合、卒年九十（一九一一年歿）は、『宗譜』上梓（一九一〇年）の後、ということになる。なお、『宗譜』節烈類の女性には、『（光緒）州志』・『新志』の列女志に登載されている者が多いが、この二人の名前はこの列女志のいずれにも登載されていない。表V「再嫁事例」は、年譜に依據して作成、この二人を「再嫁事例」に数えている。

85 『宗譜』の孝友類に、⑮金輔（1848——1907、第二支）の伝があり、「金輔、輔弟兄三、仲金密・叙金義而輔其伯也、先是輔家赤貧、父死、輔與密稍長、惟義在襁抱中、母氏房再醮許姓、義遂隨母寄養許家、長還蒲氏、輔貧不能育、迺與舅房爲之刈草牧牛、舅待之嚴、一日因稍惰舅鞭之出不與食、義哭於道傍、……」とあって、父⑭紹海（1828——？）の歿後、母房氏（1827——？）は

許姓に再嫁、季子金義（1866——）は母房氏に随つて許家に身を寄せ、やや長じてのち蒲家（兄金輔）の下にかえつたことが伝えられている。父紹海の年譜には、「公夫婦歿葬向失攷」とあつて、母房氏が許姓に再嫁したことは記されていない。再婚にまつわる記述は具体的であり、房氏の再婚はおそらく事実と思われるが、年譜に依據した表Vには、紹海配房氏は「再嫁事例」に数えていない。なお、金輔は二人の弟を率いて貿易・傭工・耕田などに従事、漸く二百余金の蓄えをなした時には、すでに五十歳に達しており、二人の弟を結婚させたものの自身は六十歳で死去、年譜に「未婚無後」と記されている。弟金密（1854——）・金義にはそれぞれ一子⑯殿禎（1897——）・殿潤（1900——）があつた。孝友類には「光緒丁未、輔年六十以病卒、其兩弟先卒、皆有子各一、惟輔乏嗣、族衆以輔友愛可風、不忍令其無嗣、迺以密之子承繼焉、」と記されている。金密の一子殿禎は、金輔・金密のあとを兼祧したのであろうか。金輔・金密・殿禎の年譜いずれにも、殿禎が金輔の嗣子となつたことは記されておらず、年譜に依據した表IV 嗣子表には、殿禎を事例に数えていない。

86 ⑩永善から、⑮金聲・金鑫にいたる経緯は、それぞれ次ぎのとおりである。

⑮金聲

⑩永善（1704——1744）

⑪旭（1722——1774）、⑩永善長子、出生時父一九才、

⑫坤琇（1742——？）、⑪旭 次子、出生時父二一才、

⑬逢春（1766——1830）、⑪坤琇一子、出生時父二五才、

⑭紹先（1792——1864）、⑬逢春一子、出生時父二七才、

⑮金聲（1818——？）、⑭紹先一子、出生時父二七才、

⑮金鑫

⑩永善（1704——1744）

- ⑪時 (1735—1761)、⑩永善第三子、出生時父三二才、  
 ⑫坤翼 (1755—1824)、⑪時 長子、出生時父二一才、  
 ⑬瀬春 (1813—1878)、⑫坤翼第六子、出生時父五九才、  
 ⑭紹顔 (1873—)、⑬瀬春次子、出生時父六一才、  
 ⑮金鑫 (1919—)、⑭紹顔第三子、出生時父四七才、

なお、『宗譜』が續修・上梓されたのは宣統二年(1910)であるが、⑭紹顔の三子⑮金邦(1910—)・金都(1914—)・金鑫(1919—)についてののみ、續修上梓後の出生年月が増補記入されている。おそらく、この『宗譜』(四川省図書館蔵)の原所有者が、⑭紹顔房の族人であったのであろう。

表 I 廣安蒲氏族人身分表(第七世以降)

輩行·支派	名	生歿年	身 分		輩行·支派	名	生歿年	身 分	
⑦	應現	1633-1671		「明儒士」	⑬ III	春澍	1830-	廩貢生	
	愷	1634-1697		「明儒士」	III	春銘	1835-1879	進士	
	性	1666-1746		業儒	III	春澤	1837-	從九品	
⑧ III	遇貴	1662-1729		業儒	⑭ I	紹昆	1857-	庠生	
IV	遇霖	1677-1746	(監生)		III	紹楷	1833-1901	附貢生	
⑨ III	葵	1683-1749	武生		III	紹斌	1814-1864	監生	
⑩ III	永盛	1706-1768	增生		III	紹誠	1832-		耆員
III	永信	1714-1805	庠生		III	紹楨	1837-	監生	
III	永智	1730-1764		業儒	III	紹宸	1843-1891	庠生	
IV	永宗	1737-1774		業儒	III	紹謙	1818-1879	增生	
⑪ III	景	1731-1797		業儒	III	紹洋	1850-1909	監生	
III	元	1744-?		業儒	III	紹璉	1873-	監生	
III	全	1748-1821		業儒	III	紹琦	1869-	監生	
III	春	1738-1764		業儒	⑮ I	金雨	1880-		(試名雲卿)
III	曷	1747-1797		業儒	II	金吾	1852-1909	廩生	
III	香	1773-1850		耆員	III	金樞	1838-1872	「例貢士」	業儒
⑫ II	坤才	1763-1845	職員		III	金品	1845-1897	從九	
II	坤植	1769-1837	職員		III	金琳	1855-1898	監生	
II	坤燾	1778-1831	監生		III	金瑗	1859-	庠生	
III	坤晉	1804-1839	庠生		III	金鵬	1859-	監生	
⑬ I	盎春	1827-1896	監生		III	金科	1867-	監生	
II	成春	1813-1872	監生		III	金嶠	1863-	監生	
III	正春	1778-1846	監生		III	金槐	1849-		業儒
III	洪春	1795-1835	監生		III	金麒	1836-1909	庠生	
III	晉春	1818-1879	庠生		III	金琛	1840-1902	監生	
III	宇春	1837-1883	監生		III	金麟	1844-	歲貢生	
III	含春	1793-1866		業儒	III	金萬	1869-	舉人	
III	象春	1796-1880	恩貢生		III	金彤	1871-1904	庠生	
III	錦春	1823-1864	廩生		⑯ III	殿俊	1876-1934	進士	
III	炳春	1826-1864	從九品						

表II 廣安蒲氏族入官職表

輩行・支派	名	年 歿 年	職 官
①	雄	「生歿年月未載」	「明進士、官職失考」
④	文学	「生歿年月失攷」	「明副榜、官職失考」
⑬ III	崧榮(象春)	1796-1880	恩貢生、候選訓導
III	春銘	1835-1879	舉人・進士、官戸部主政
III	春澤	1837-	國史館滕(膳)録候選塩大使
III	春澍	1830-	廩貢生、候選訓導
⑭ III	紹洋	1850-1909	監生、保舉五品銜
III	紹璉	1873-	監生、官廣東塩巡檢
⑮ III	蕃昌(金瑗)	1859-	庠生、官廣東候補府經
III	蕃昆(金琳)	1855-1898	監生、按察僉(檢)校
III	金鱗	1844-	歲貢生、候選訓導
III	金萬	1869-	舉人、官浙江塩大使
⑯ III	殿俊	1876-1934	舉人・進士、現官法部主政

表III

廣安蒲氏族入(男性)数、

( )内の数字は無後となった族人数

□ 内の数字は第11世を基準にした⑩祖系支房数

支派 輩行	第一支	第二支	第三支	第四支	第五支	第六支	一 族
⑨	8 (2)	2 (0)	3 (0)	5 (0)	2 (1)	1 (0)	21 (3)
⑩ 永	19 (5)	5 (2)	11 (0)	17 (2)	3 (1)	3 (2)	58 (12)
⑪	31 (15) □	13 (4) □	35 (3) □	37 (15) □	3 (1) □	1 (1)	120 (39)
⑫ 坤	40 (18) □	22 (3) □	75 (24) □	52 (20) □	3 (1) □		192 (66)
⑬ 春	52 (22) □	53 (17) □	107 (51) □	72 (28) □	6 (3) □		290 (121)
⑭ 紹	65 (22) □ 既歿44	83 (23) □ 既歿69	109 (50) □ 既歿79	80 (20) □ 既歿25	3 (1) □ 既歿 1		340 (116)
⑮ 金	86 (21) □ 既歿25	142 (66) □ 既歿92	121 (27) □ 既歿49	52 (1) □ 既歿 1	4 □		405 (115)
⑯ 殿	29 (0)	101 (16) 既歿16	97 (11) 既歿17	5 (0)			232 (27)
⑰ 耀		26	38 (1) 既歿 1	1			65 (1)
⑱ 祖			3				3
計	330 (105)	447 (131)	599 (167)	321 (86)	24 (8)	5 (3)	1726 (500)

表IV 廣安蒲氏族入嗣子表

輩行・支派	父	嗣子	備考
①III	旺	皓四子坤惠	⑩永盛、三子①皓・四子①旺
IV	舉	江一子坤速	⑨蓮の孫①・江、①江は無後
⑫II	坤隆	煦春	⑫坤隆配陰氏(無出)、側室唐氏 煦春の生父不詳
III	坤璠	坤璧四子欽春	①香(耆貝)、長子⑫坤璠・三子⑫坤璧 その後、配歐氏実子⑬鍾春出生
IV	坤玖	坤翠三子瑞春	⑩永吉の孫⑫坤玖・坤翠
IV	坤明	坤勝次禄春	①渭の五子⑫坤明・六子坤勝
⑬I	盎春	争春四子紹瓚	⑫坤静の長子⑬争春・次子盎春(監生) その後配庠生淡秀屏次女実子⑭紹琨・紹澤・紹玫(玫)出生
I	煦春	盎春三子紹澤	⑫坤静の次子⑬盎春(監生)・三子煦春
I	三春	四春一子紹福	⑫坤淳の三子⑬三春・四子四春 四春は無後
I	泰春	字春次子紹荃	⑫坤樛の長子⑬泰春・次子字春 泰春配劉氏(女3)、その後継配曾氏⑭紹安・紹居・紹華出生
III	洪春	玉春次子紹槩	⑫坤秀の三子⑬玉春・四子洪春(監生) 洪春の配陳氏(無出)、その後継配王氏⑭紹純; 側室潘氏紹楷・紹槐出生
III	齡春	象春孫金鷲(嗣孫)	⑫坤佐の三子⑬象春(恩貢)・四子齡春。
III	辛春	揆春次子紹由	揆春は第一支の族人
III	全春	曉春次子紹國	⑫坤年の三子⑬全春・四子曉春
III	春銘	春澍次子紹璋	⑫坤晉(庠生)の長子⑬春澍(廩貢)・次子春銘(進士) 春銘の配杜氏(無出)、継娶周氏⑭紹璉、紹琬出生
III	春澤	春澍三子紹琦	⑫坤晉(庠生)の長子⑬春澍(廩貢)・三子春澤(從九品) 春澤の配劉氏(無出)、継配夏氏(女1)、又継配葵氏(女1)
⑭I	紹瓊	紹玫三子金雲	⑩永朝の玄孫⑭紹瓊・紹玫
II	紹文	紹懿四子金蘊	⑬萬春長子⑭紹文・三子紹懿 紹文の一子⑮金魁出外未歸
⑭II	紹聖	紹芝三子金基	⑫坤燾(監生)の孫⑭紹聖・紹芝
II	紹澣	紹東次子金庸	①瑞の曾孫⑭紹澣・紹東; 紹澣(1812-1892)・金庸(1876- ) 紹澣配李氏(1814-1843, 子金壽1842-?・女2)・継配榮氏(1822-?, 子金 梁1845-?・女2)・又配王氏(1820-1883, 無出)
III	紹科	紹發次子金莖	⑬祥春の長子⑭紹發・次子紹斌(監生)・三子紹科 その後配楊氏⑮金和出生; 紹科配楊氏・継娶何氏・側室蔡氏
III	紹璟	紹琦次子金墀	⑭紹璟(生父春樹・父春銘)・紹琦(生父春樹・父春澤); 春銘は進士
IV	紹文	紹輔次子金業	⑫坤宣の孫⑭紹文・紹輔 その後、配談氏実子金珩・金瑠・金瑀出生
⑮II	金式	金位次子殿瓊	⑭紹武の次子⑮金位・四子金式
II	金照	金玲三子殿恒	⑬順春の孫⑮金照・金玲
II	金華	金慶次子殿貴	⑭紹藩の長子⑮金慶・次子金華
III	金品	金樞三子殿才	⑭金樞(例貢士・業儒)・金品(從九) 金品・配胡氏(女2)・側室何氏後に実子殿儲・殿才出生
III	金鯉	金鰲三子殿正	⑭紹誠(耆貝)の長子⑮金鰲・次子金鯉
III	金瑞	金恩次子殿明	⑩永盛の來孫⑮金瑞・金恩; 金恩は無後。
III	金兌	金鵬三子殿鑄	⑭紹禎(監生)の長子⑮金鵬(監生)・四子金兌
III	金紫	金英長子殿慶	⑭紹洪の長子⑮金紫・四子金英、祖⑬含春(業儒)は象春(恩貢)の次兄
⑯III	殿才	殿俊次子耀光	⑬洪春(監生)の曾孫⑯殿才・殿俊(進士)
III	殿師	殿丞次子耀銓	⑮金琛(監生)の長子⑯殿丞・次子殿師

表 V 廣安蒲氏族人の妻の再嫁事例

配の欄, 「改醮」は省略, 年譜に「再醮」と記されている者のみ記入  
 配の欄, ( ) 内の年令は, 夫と死別とみなした場合の夫歿時の年令である。  
 備考欄の年令は父歿時に子は在命とみなした場合の子の年令である。

輩行・支派	夫名	生歿年	配	子・女	備 考
⑧ V	遇先	1680-?	田氏	子2, 女4	⑧蘭 (1727-1805, 配何氏, 子3・女3) ⑧菴 (遠徙) 長適李, 次適畢, 三適彭, 四適謝
⑩ IV	永發	1733-1768, 36才	杜氏, 1733-? (36才)	子3, 女1	⑩晬 (1756-?, 13才; 配孫氏, 無出・無後) 暢 (1758-1794, 11才; 配王氏, 子2・女1) 曠 (配談氏, 子1・女1) 女適張
IV	永宗	1737-1774, 38才	楊氏, 1740-? (35才)	子2, 女3	⑩碧 (1740-?; 配姜氏, 子2早歿無後) 玉 (1752-?, 23才; 無後) 長適劉, 次適知鼎黃, 三適監生楊
IV	永柏	1750-1799, 50才	姜氏, 1747-? (53才)	子1	⑩琮 (「遠賢未歸」)
⑪ I	鑑	1748-?	楊氏, 1745-?	子2, 女1	⑪坤年 (1772-?; 配杜氏, 子1) 坤長 (1774-1798; 配游氏, 子1) 女適曹
I	鑑	1748-?	張氏, 1746-?	子2	⑪坤喬 (1767-?, 配王氏, 子1・女2) 坤石 (1778-?, 「嘉慶賊匪焚掠州境, 被圍不知去向」)
I	堯	1740-1785, 46才	戴氏, 1743-? (43才)	子1	⑪坤寅 (1770-?, 16才; 無後)
II	堯	?-1770	武氏	子1	⑪坤隆 (1759-?, 12才; 配陸氏・側室唐氏, 嗣子1)
II	昀	1743-1778, 36才	洪氏	女1, 無後	女適王
III	旺	1743-1770, 28才	張氏, 1743-? (28才)	女1	女適鄭 「無三房陪四子坤惠爲嗣」
III	旺	1736-1759, 24才	徐氏	無出, 無後	
III	璋	1756-1800, 45才	張氏, 1754-? (47才)	子2	⑫坤泰 (1776-1864, 25才; 配游氏, 子3・女1) 坤敏 (1783-?, 18才; 「遠徙」)
III	映	1760-1799, 40才	鄧氏, 1759-? (41才)	子4, 女1	⑫坤炳 (1778-?, 22才; 配聶氏, 無後) 坤年 (1780-1853, 20才; 配羅氏, 子4・女1) 坤和 (1787-?, 13才; 配鄭氏, 無出無後「鄭改醮」) 坤容 (1792-?, 8才; 配朱氏, 子3) 女適歐

輩行·支派	夫名	生歿年	配	子·女	備考
① III	曉	1771-1799, 29才	顧氏, 1770-? (30才)	子2·女1	②坤英 (1791-1830, 9才; 配陳氏, 子1「陳改醮」) 坤禧 (1794-?, 6才; 歿葬失考無後)
IV	錦	1754-1778, 25才	鄭氏, 1749-? (30才)	子1	②坤湛 (1772-?, 7才; 無後)
IV	鸞	1758-1778, 21才	張氏, 1757-? (22才)	無出, 無後	
IV	湘	1774-1805, 32才	繼配王氏1774-? (32才)	無出	配劉氏 (1772-1798, 一子坤啓1804-?, 無後)
② I	坤模	1785-?	程氏「再醮」	女1·無後	女適胡
II	坤賢	1753-1783, 31才	張氏, 1755-? (29才)	子2	③萬春 (1774-?, 10才; 配申氏, 子1) 文春 (1774-?, 10才; 無後)
II	坤長		游氏	子1	③聯春 (配楊氏, 子1, 「楊改醮」)
II	坤出	1773-1803, 31才	文氏	無出, 無後	
III	坤和	1755-1779, 25才	徐氏	無出, 無後	
III	坤种	1758-1794, 37才	張氏, 1760-? (35才)	子2·女1	③占春 (1781-?, 14才 配宋氏「違出律令改醮」另配張氏, 無後) 展春 (1789-?, 6才; 出家受戒) 女適朱
III	坤穉	1761-?	段氏	無出, 無後	「公久客不歸, 段適出律例改醮」
III	坤載	1756-1815, 60才	繼配王氏, 1776-? (40才)	無出	配陳氏 (1736-1803, 子2·女1, 時春1775-1845·祥春1782-1839, 女適陳)
III	坤樹	1768-1797, 30才	黎氏, 1768-? (30才)	子1·女2	③育春 (1793-?, 5才; 未配無後) 長適李, 次適楊
III	坤壽	1769-?	張氏	女1·無後	女適鄧
III	坤和	1787-?	鄭氏	無出, 無後	
III	坤祀	1796-1819, 24才	游氏, 1805-? (15才)	子1	③福春 (1815-1882, 5才; 配潘氏, 子1·女1)·舉人⑤金萬祖父
III	坤英	1791-1830, 40才	陳氏, 1801-? (30才)	子1	③有春 (1822-1865, 9才; 未婚·44才歿, 無後)
IV	坤塗	1786-1802, 17才	鄧氏, 1784-? (19才)	無出·無後	
IV	坤長	1810-1851, 42才	熊氏, 1809-? (43才)	子4	③渭春 (1830-?, 22才; 配吳氏, 子2) 淇春 (1840-?, 12才; 無後) 香春 (1842-?, 10才; 配楊氏, 無後) 光春 (1844-?, 8才; 無後)
IV	坤成	1820-1850, 31才	王氏, 1822-? (29才)	子1·女2	③望春 (1846-1901, 5才; 配余氏, 子2·女1) 長適王, 次適向
IV	坤德	1833-1856, 24才	陳氏, 1830-? (27才)	子1·女1	③易春 (1855-, 2才; 配熊氏, 子2) 女適魏
③ I	適春	1800-1881, 82才	段氏, 1840-? (42才)	子1	③紹瑩 (1880-, 2才; )
I	品春	1808-1836, 29才	蔣氏, 1816-? (21才)「再醮」	子1	④紹棟 (1836-?, 1才; 無後)
I	喜春	1814-1847, 34才	陳氏, 1821-? (27才)「再醮」	子1	④紹棟 (無後)



輩行·支派	夫名	生歿年	配	子·女	備考
⑬ I	賡春	1800—?	陳氏「再醮」 繼配謝氏「再醮」	無出·無後 女1	女適李
II	鹽春	1771—1810, 40才	聶氏, 1774—? (37才)	子2·女2	「公歿嘉慶庚午遠貿未歸, 聶改醮」 ⑬紹元 (1796—? 15才; 無後) 紹全 (嘉慶壬午?—?; 無後) 長適淡, 次適劉
II	德春	1816—?	鄧氏, 1816—? 「再醮」	子1·女3	⑬紹來 (1835—?, 未婚無後) 長適夏, 次適楊, 三適李
II	灝春	1813—1878, 66才	又配蔣氏1835—(44才)	子3·女4	配楊氏無出, 側室張氏 (女1, 適王) ⑬紹孟 (1867—, 12才; 配曾氏, 子3·女4) 紹顏 (1873—, 6才; 配陳氏, 子3·女2) 紹思 (1875—?, 4才; 無後) 長適陳, 次適賀, 三適湯, 四早塲
II	聯春		楊氏	子1	⑬紹順 (「早夭」, 無後)
III	榮春	1782—?	楊氏, 1794—?	子1	⑬紹富 (「遠出無後」)
III	萬春	1791—1848, 58才	側室馮氏, 1793—? (56才) 「再醮」	無出	配戴氏 (1779—1832, 子1·女1; ⑬紹興1817—?, 配姜氏女1, 姜改醮、無後)
III	喜春	1797—1850, 54才	廖氏, 1808—? (43才)	子2	⑬紹陽 (1835—1857, 16才; 未婚·23才歿, 無後) 紹煌 (1841—1864, 10才; 未婚·24才歿, 無後)
III	國春	1802—1834, 33才	黎氏, 1803—? (32才)	女1·無後	女適鄭
III	仲春	1797—?	朱氏	女1·無後	女適許
III	信春	1804—?	洪氏	無出, 無後	「公出外未歸, 洪改醮」
III	瞻春	1807—1855, 49才	牟氏, 1817—? (39才)	子1·女2	⑬紹業 (生年歿葬, 失考, 無後) 長適胥, 次適郭
III	成春	1828—?	劉氏	女1·無後	女適唐
III	錫春	1829—1858, 30才	繼配胡氏	子2·無後	「子二, 俱夭」 配倪氏早歿, 無出
IV	富春	嘉慶乙辛?—?	熊氏	子1·女1	⑬紹元 (1835—1899, 配楊氏, 子1) 女適何
IV	赴春	1822—1865, 44才	熊氏, 1821—? (45才)	子2·女2	⑬紹堯 (1849—, 17才; 配蘇氏, 子1·女2) 紹理 (1862—, 4才; ) 長適蘇, 次適胡
⑭ I	紹田	1838—1887, 50才	羅氏「再醮」	無出, 無後	
I	紹富	1848—1905, 58才	陳氏, 1869—(37才) 「再醮」	子1	⑬金帖 (1899—, 7才; )
II	紹新	1804—?	吳氏	子1	⑬金瑞 (未婚無後)

輩行·支派	夫名	生歿年	配	子·女	備考
① Ⅱ	紹壽	1849-?	杜氏, 1849-?	子1	①金和 (1869-; 配何氏, 子2)
Ⅱ	紹德	1804-1865, 62才	周氏, 1802-? (64才)	無出, 無後	
Ⅱ	紹同	1831-?	程氏, 1836-?	子2·女1	①金奎 (1857-?; 未婚無後) 金華 (未婚無後)
Ⅱ	紹賢	1837-?	楊氏, 1836-?	子3·女1	①金瑚 (1857-?; 無後) 金珊 (1860-?; 無後) 金璧 (1864-?; 無後) 女適朱
Ⅲ	紹松	1802-1845, 44才	戴氏, 1801-? (45才)	女2·無後	長適鄒, 次適倪
Ⅲ	紹忠	1820-?	楊氏	女1, 無後	「(紹忠) 病癲外出, 不知所終。楊改醮」 女適徐
Ⅲ	紹興	1817-?	姜氏	女1, 無後	女適龍
Ⅲ	紹順	1824-?	王氏	女2, 無後	
Ⅲ	紹枋	1843-1865, 23才	羅氏	無出, 無後	
Ⅲ	紹暘		黃氏	子1	①金宣 (生年未載)
Ⅳ	紹富	1865-1898, 34才	馬氏, 1863-? (36才)	子1·女2	①金際 (1887-, 12才) 長適張, 次適胡
① Ⅰ	金城	1871-1898, 28才	熊氏, 1869-? 「再醮」 繼配張氏, 1869-? 「再醮」	無出, 無後 無出	
Ⅰ	金祐	1875-1899, 25才	鄭氏, 1879-? (21才) 「再醮」	無出, 無後	
Ⅱ	金魁	1831-?	程氏, 1832-?	女1, 無後	「魁出外未歸, 程改醮, 女適丁」
Ⅱ	金式	1839-1862, 24才	姜氏, 1837-? (26才)	無出	「無 (次兄) 金位次子股瓊」
Ⅱ	金模	1851-1877, 27才	伍氏, 1853-? (25才)	子1	①股樞 (光緒壬午1882?- , 配杜氏, 子1)
Ⅱ	金信	1842-?	唐氏, 1845-?	子1	①股祺 (生歿失考)
Ⅲ	金瓊	1837-?	繼娶周氏	女2, 無後	「配羅氏無出歿」 長適勝, 次適蘇
Ⅲ	金荃	1836-1864, 29才	張氏, 1834-? (31才)	子1, 女2	①股輝 (1865-?, 未婚無後) 長適載, 次適譚
Ⅲ	金鑄	1848-1905, 58才	楊氏, 1868-? (38才)	女1, 無後	適許
Ⅲ	金鯉	1865-1902, 38才	向氏, 1869-? (34才)	女2	「撫 (長兄) 金繁三子股正爲子」 長早亡, 次適劉
Ⅲ	金璉	1861-1908, 48才	易氏	子1	①股基 (1904-, 5才)
Ⅲ	金紫	1848-1882, 35才	陳氏, 1860-? (23才)	無出	「撫 (四弟) 金英長子股慶爲子」

輩行·支派	夫名	生歿年	配	子·女	備考
⑬ III	金陵	1854—1897, 44才	彭氏, 1855—? (43才)	子3·女2	⑯殷賢 (1875—, 23才) 殷實 (1877—, 21才) 殷祥 (1885—, 13才) 長適李, 次適周
⑭ II	殷華	1903—?	李氏, 1909—?	無出, 無後	
II	殷元	1855—1888, 34才	陶氏	無出, 無後	
III	殷疑	1860—1887, 28才	顧氏, 1859—? (29才)	子1·女2	⑰耀星 (1878—, 10才; 配唐氏, 子2·女1) 長適蔣, 次適譚
III	殷師	1863—1892, 30才	李氏, 1861—? (32才)	子1·女1	⑱耀翰 (早夭) 「撫 (長兄) 殷丞次子耀銓」 女適潘

表VI 廣安蒲氏姻戚官職·身分表

輩行·支派		身分	配	女
⑦	愷	「明·儒士」		長適庠生陳靖
⑧III	遇貴	業儒		長適庠生李拱極
IV	遇霖	(監生)		(次適修職郎劉誨)
⑨III	葦	武生	監生武善政女	適孝廉鄧簡臨長子以仁
⑩I	永長		增生駱國彥次女	
III	永信	庠生	庠生胡璧三女	
III	永年		貢士姜遇文三女	
III	永三		河南永寧縣知縣合陽張玉齡孫女	長適江南華亭縣知縣李源長孫宗智 次適台灣副將丁夔孫耀先
III	永明		繼配岳邑庠生郭純修女	
III	永智	業儒	岳邑監生任聯重三女	長適貴州龍泉縣知縣劉元圭子貢生劉人桂
III	永聰			適庠生鄧席齋
III	永睿		庠生孫叔論次女	
III	永哲		劉謙次女·雲南蒙化府普珥營千總劉廣聰妹 繼配合陽吏員楊文英妹	
IV	永宗	業儒		次適大竹縣原任湖北當陽知縣黃仁 三適太學生楊廣信
IV	永亮			長適庠生鄧仁滋
⑪III	景	業儒	廩生楊天倫長女	
III	全	業儒	監生顧鏗長女	
III	曷	業儒	貢生王亮女 繼配山西芮城縣知縣南充宋時平孫女	
III	昱		監生徐士通六女	
III	峻		監生郭玘長女	次適順慶千總張杭子士俊
III	映		山東濟南府掖縣分縣鄧以伊四女	
IV	瀛		太學生朱興宗長女	
IV	濟			三適監生李尚品
IV	政		順慶千總張杭五妹	
⑫II	坤琇			適誥封奉直大夫杜紹順
III	坤秀		廩生黎壽次女	
III	坤維		太學生鄭人敏次女	次適庠生周克岐
III	坤佐		庠生楊長寧三女	適監生賀代盛
III	坤輿		成都什邡縣教諭渠渠雷思恪女	
III	坤軾		監生袁伸女	
III	坤榮		庠生劉履清四女	
III	坤芳			適庠生周克寬
III	坤晉	庠生	誥授修職郎熊光遠三女	次適廩生杜雲錦
⑬I	益春	太學生	庠生淡秀屏次女	
III	洪春	太學生		適庠生丁鼎臣
III	桂春			次適庠生鄧建業
III	宇春	太學生		長適同知銜舒人吉 次適監生王天年 三適監生李明德
III	含春	業儒	庠生杜驊芳次女	
III	春澤	從九· 議叙鹽大使		長適監生陳聘三 次適優貢生周克堃次子
⑭II	紹芝		庠生周之瀚女	

輩行·支派		身分	配	女
⑭Ⅲ	紹桂			適庠生聶鏞
Ⅲ	紹楷	附貢生	勅封儒林郎金克釗三女	適翰林胡駿
Ⅲ	紹楨	監生	貢生王承炳次女	
Ⅲ	紹宸	庠生	庠生張以臨長女 再娶優廩生鄭茂先四女	
Ⅲ	紹潭		監生張心鏡女	長適監生舒元推 次適監生王順坤
⑮Ⅱ	金相		武生杜洪本女	
Ⅲ	金樞	例貢士· 業儒	監生胡占廷女	
Ⅲ	金嶠	監生	從九品劉上仙胞妹 繼娶陝西甘泉縣丞龍小樓長女	長適監生唐一品
Ⅲ	金岱		恩貢生馳封朝議大夫淡樹嘉女 繼配庠生王小曾女	
Ⅲ	金琛	監生		三適增生彭丹墀 四適庠生吳必榮
Ⅲ	金輅		監生曾銘勳七女	
Ⅲ	金萬		庠生喻國賓胞妹	
Ⅲ	金墀		監生杜佐廷女	
Ⅲ	金綬		監生李廉泉女	
⑯Ⅲ	殿丞		岳邑增生熊建元女	
Ⅲ	殿芹		武生譚繼文長女	